

大和高田市男女共同参画計画ビッグステップ（第3次）

令和4年度 実施状況報告書

令和5年度

大 和 高 田 市

- ◆大和高田市男女共同参画計画 ビッグステップ（第3次）実施状況報告書について P1
- ◆大和高田市男女共同参画計画 ビッグステップ（第3次）具体的な政策の内容 P2~9
- ◆実施状況報告書（令和4年度）
 - ・広報広聴課 P10
 - ・人事課 P11
 - ・市民課 P12
 - ・人権施策課 P13~21
 - ・危機管理課 P22
 - ・生活安全課 P23
 - ・まち振興課 P24
 - ・商工振興課 P25~26
 - ・農業振興課 P27
 - ・社会福祉課 P28~29
 - ・保護課 P30~31
 - ・こども家庭課 P32~34
 - ・保育幼稚園課 P35~37
 - ・健康増進課 P38~40
 - ・地域包括ケア推進課 P41~42
 - ・都市計画課 P43
 - ・学校教育課 P44~46
 - ・生涯学習課 P47
 - ・教育支援課 P48~49
- ◆大和高田市における審議会等委員への女性の登用状況調査 P50~51
- ◆女性職員の割合（R5.4.1） P52
- ◆大和高田市男女共同参画推進体制組織図 P53

大和高田市男女共同参画計画 ビッグステップ（第3次）実施状況報告書について

「大和高田市男女共同参画推進条例」第14条に基づき、男女共同参画計画 ビッグステップ（第3次）に基づく施策の推進状況を報告します。

○記入項目

◇「評価」欄

事業の総合評価基準	達成度（事業量）の目安
A 十分達成している	9割以上
B ある程度達成しているが、一部課題が残る	6～8割
C 達成が不十分であり、改善を要する	3～5割
D 達成にはほぼ遠く、事業の見直しを要する	2割以下

◇今後の方向性（実施区分）欄

A	現状のまま継続
B	見直し（重点化、縮小、統合）のうえ継続
C	休止
D	完了・廃止

大和高田市男女共同参画計画 ビッグステップ（第3次）具体的な施策の内容

基本目標	基本課題	No	基本施策	No	具体的な施策	具体的な施策の内容	担当課	施策そのものが男女共同参画に関するもの	男女共同参画の視点で施策を展開するもの
I 男女平等・男女共同参画意識がすみずみまで浸透したまち	1 男女平等・男女共同参画意識の浸透	1	男女平等・男女共同参画推進のための広報・啓発活動の推進	1	男女平等・男女共同参画推進のための広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画週間」「女性に対する暴力をなくす運動」等や市のホームページ等のあらゆる機会を活用して、多様なメディアを通じた情報発信を充実します。 ●子育て世代を対象にした固定的な性別役割分担意識の解消についての広報・啓発活動を強化します。 ●男女共同参画の考え方を浸透させるために市民との協働による事業を推進します。 ●あらゆる市の作成物や情報の発信については、男女平等・男女共同参画の視点に立った適切な表現に努めます。 	人権施策課 広報広聴課 関係課	●	●
				2	多様性を認める意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ●女性をはじめ、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、性的マイノリティ等の人権課題を解決できるよう、多様性を認め合う共生社会についての理解を深める施策を進めます。 	人権施策課	●	
		2	【重点施策】市職員の男女平等・男女共同参画意識の向上	3	男女平等・男女共同参画意識の浸透	<ul style="list-style-type: none"> ●市職員等が男女共同参画の視点に配慮した施策を進められるように研修、情報提供を充実します。 	人権施策課 人事課		●
		3	男女共同参画に関する調査・研究、情報収集・提供の充実	4	男女共同参画に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●市立図書館等と連携し、男女共同参画に関する図書、児童図書、資料、DVD等の情報提供を行います。 	人権施策課 生涯学習課		●
				5	男女共同参画に関する調査・研究の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画施策を進めるための基礎資料となるよう、男女共同参画に関する意識や実態、取組状況等を測るための調査・分析を行います。 	人権施策課	●	
		2 男女平等・男女共同参画に関する教育・学習の充実	4	保育所・幼稚園・学校における男女共生教育の充実	6	保育所・こども園・幼稚園・学校における男女共生教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共生教育を充実します。 ●各保育所、園、学校での年度ごとの男女共生保育・教育に関する取組状況の把握をします。 ●保育士、教職員の男女共生保育・教育の実践につながる研修を実施します。 ●学習指導要領に基づき、子どもの発達の段階を踏まえた適切な性に関する教育を実施します。 	保育幼稚園課 学校教育課	●

		5	【重点施策】 一人ひとりの自立・職業意識を育む教育・学習の推進	7	子どものエンパワメント支援	<ul style="list-style-type: none"> ●性別にとらわれず個人の能力、個性を大事にする進路指導を進めます。 ●女性が経済的に自立していくことの重要性を踏まえ、社会教育の中で労働観、職業観を養えるようキャリア教育を推進します。 ●子どもや若者が「生きる力」を育むことができるように、ボランティア活動・体験活動の充実を図ります。 ●子どもたちが「自分のことは自分が守る」というスキルを育むための学習機会を提供します。 ●保護者に向けての男女平等・男女共同参画を学ぶための情報や学習機会の提供を充実します。 ●子どもの関わる地域活動団体や市民活動団体等に対して、男女平等・男女共同参画を学ぶための情報や学習機会の提供を充実します。 	人権施策課 保育幼稚園課 こども家庭課 学校教育課 生涯学習課 教育支援課	●	
		6	多様な選択を可能にする学習機会の提供	8	子どもからシニアまでが多様な選択を可能にする学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもからシニアまでが、多様な生き方を選択できるよう、生涯学習機会を提供すると同時に、様々な機会、媒体を通して情報提供します。 ●高齢者等の社会参加活動を促進するための生涯学習の充実を図ります。 ●男女共同参画の視点に配慮した表現について学べる機会を提供します。 	人権施策課 生涯学習課	●	●

基本目標	基本課題	No	基本施策	No	具体的な施策	具体的な施策の内容	担当課	施策そのものが男女共同参画に関するもの	男女共同参画の視点で施策を展開するもの
Ⅱ 男女がともにあらゆる分野に参画できるまち	3 政策・方針決定の場への女性の参画推進	7	【重点施策】市役所における「女性管理職30%以上」に向けた加速化	9	女性職員・教職員の活躍の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「大和高田市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」並びに「大和高田市人材育成基本方針」に基づき、「女性職員の管理職登用」「指導的地位への女性職員の人材育成」を進めます。 ●女性教職員の管理職への登用を働きかけます。 	人権施策課 人事課 学校教育課	●	
		8	審議会等への女性の参画比率の向上	10	審議会等の女性委員の比率を令和8年度までに35%とする	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内男女共同参画推進本部等を通じて、審議会等へ女性が参画することの重要性について共通認識を形成します。 ●市民公募の拡大を図ります。 ●地域活動団体等への協力要請をします。 	人権施策課 関係課	●	
		9	女性リーダーの発掘・育成	11	女性リーダーの発掘・育成	<ul style="list-style-type: none"> ●審議会等への登用を図るために、女性が能力やスキルをもつための意識啓発、学習機会の提供、学習活動への支援を行います。 ●市との連携事業等を通じて女性リーダーを育成するとともに、新たな女性リーダーの発掘を行います。 ●女性のチャレンジ支援の好事例を収集し、提供します。 ●地域活動や市民活動での意思決定の場への女性の参画を促進します。 	人権施策課		●

基本目標	基本課題	No	基本施策	No	具体的な施策	具体的な施策の内容	担当課	施策そのものが男女共同参画に関するもの	男女共同参画の視点で施策を展開するもの				
Ⅱ 男女がともにあらゆる分野に参画できるまち	4 男女がいきいき働けるための環境整備(「女性活躍推進計画」に位置づける)	10	男女平等・男女共同参画の視点に立った職場環境の整備について事業所への働きかけの強化	12	「女性活躍推進法」に基づく事業所への働きかけの強化	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性活躍推進法」の周知を図ります。 ●地域の実情に応じた女性活躍推進のための取組について協議を行うための「協議会」を設置し、取組を進めます。 ●「いきいき会社宣言事業所」制度を推進します。 ●労働基準法、男女雇用機会均等法等、男女がともに働き続けられる職場づくりに係る法律・制度の周知を徹底します。 ●長時間労働の見直し、均等な機会・待遇の確保、女性の管理職への登用等、男女がともに働き続けられる職場づくりに関する研修機会を提供します。 ●妊娠・出産・子育て、介護を担う男女労働者がいきいきと働き続けられるよう、職場環境の整備(マタニティ・ハラスメント等様々なハラスメント対策を含む)についての情報提供や啓発活動を充実します。 	人権施策課 商工振興課	●	●				
						11	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	13	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)実現のための事業所への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ●長時間労働等の男性中心型労働慣行の見直し等を通して、男女労働者が自身の望む仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現できるよう、事業所や労働者に対して情報提供や啓発活動を積極的に実施します。 ●男女がともに働きやすい職場づくりへのインセンティブ付与となるよう、顕彰制度等を充実します。 	人権施策課 商工振興課	●	
								14	安心して働き続けるための支援策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●働く女性のための就労相談事業を実施します。 ●「大和高田市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」並びに「大和高田市子ども・子育て支援事業計画」「大和高田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づいて、仕事と子育てや介護の両立ができる環境の整備を進めます。 ●大和高田市子育てサポートクラブや民間支援団体との協働を進め、子育て支援を充実します。 	人権施策課 人事課 商工振興課 社会福祉課 こども家庭課 保育幼稚園課 地域包括ケア推進課		●
		12	【重点施策】女性の就労支援・起業支援	15	女性の就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ●将来を見通す人生設計や職業観を形成・向上するための学習機会を提供します。 ●就職、転職、再就職に必要な知識や技術を身につけることのできる学習機会を提供します。 ●関係機関と連携し、就労支援事業を行います。 	人権施策課 商工振興課 農業振興課	●					
				16	事業所と働きたい女性・若者とのマッチング	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と連携し、求人を希望する市内事業所と仕事をしたい女性や若者とのマッチング事業を行います。 	人権施策課 商工振興課 農業振興課		●				
				17	起業支援及び農業に関わる女性への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●大和高田商工会議所等と連携し、地域活性化や6次産業化への女性の参画、創業に対する支援を充実します。 	商工振興課 農業振興課		●				

5 男女がともに担うまちづくりの推進	13	【重点施策】 地域防災やまちづくり等における男女共同参画の推進	18	男女共同参画の視点を踏まえた地域活動の広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市民活動を希望する男女のために、市民活動グループ等の情報提供や相談に対応します。 ●シニア世代の人口増加を踏まえ、シニアが地域活動や地域における子育て・家事支援等の場面で活躍できるよう、きっかけづくりを進めていきます。 	人権施策課 商工振興課 まち振興課		●
			19	男女共同参画の視点に立った協働によるまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動団体に対して、意思決定の場への女性の参画等、男女共同参画の視点に配慮した運営について働きかけをし、活動の活性化を促進します。 ●「市民交流センター(コスモスプラザ)」を拠点として、男女がいきいきと活動できるよう、情報発信、各種団体の交流促進、協働コーディネートを行います。 ●男女共同参画の視点に配慮した「市民交流センター(コスモスプラザ)」の運営を図ります。 	人権施策課 まち振興課		●
			20	男女のニーズの違いを反映した防災・災害復興対策の推進とみんなで担う地域防災の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●防災に関する意思決定の場への女性の参画を拡大していきます。 ●男女のニーズの違いを反映した防災・災害復興対策を推進します。 ●女性消防団との連携等により、男女が協力して担う地域防災の普及を図るとともに、女性の視点を取り入れた地域の対策が進むように働きかけます。 	危機管理課	●	●
	14	【重点施策】 男性の家庭生活や地域活動への参画の促進	21	男性の家庭生活や地域活動への参画を進めるための学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ●男性が介護や料理等を学習する機会を提供します。 ●男性が子育てに関する学習をする機会を提供します。 	人権施策課 こども家庭課 保育幼稚園課 健康増進課 学校教育課 生涯学習課	●	

基本目標	基本課題	No	基本施策	No	具体的な施策	具体的な施策の内容	担当課	施策そのものが男女共同参画に関するもの	男女共同参画の視点で施策を展開するもの
Ⅲ 健康と安心が守られるまち	6 男女の生涯を通じた健康づくり	15	男女の性差に基づくライフステージに対応した健康保持・増進	22	生涯を通じた男女の健康保持・増進の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●「第2 次元気はつつ大和高田21」に基づき、男女が人生の各段階でその健康状態に応じて適切に自己管理できるよう、健康づくりの場を充実します。 ●乳がん検診、子宮がん検診の受診者数を増やします。 ●関係課との連携による発達段階に応じた思春期における心身や性の悩み等、不安解消のための相談体制の充実を図ります。 ●自殺予防のために相談機関の活用の働きかけや「こころの講座」の開催等の取組を充実します。 ●男性相談の実施に努めます。 ●妊婦・子どもをたばこの受動喫煙から守るために喫煙による健康被害についての正しい知識と普及に努めます。 	人権施策課 健康増進課 学校教育課 教育支援課		●

基本目標	基本課題	No	基本施策	No	具体的な施策	具体的な施策の内容	担当課	施策そのものが男女共同参画に関するもの	男女共同参画の視点で施策を展開するもの	
Ⅲ 健康と安心が守られるまち	6 男女の生涯を通じた健康づくり	15	男女の性差に基づくライフステージに対応した健康保持・増進	23	妊娠・出産時における健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 早期の妊娠届出の働きかけや妊婦健診等の保健サービスの推進により、妊娠・出産期の健康管理の充実を図ります。 ● 妊娠中及び出産後の女性労働者に対して、「母性健康管理指導事項連絡カード」の活用を働きかけます。 ● 健診等における託児サービスの充実を図り、健診に参加しやすい環境をつくります。 	健康増進課		●	
		16	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を取り入れた心身の健康相談の充実	24	心身の健康に関する情報提供・相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 若年層に向けたリプロダクティブ・ヘルス/ライツに立った健康に関する情報提供を充実します。 ● 妊娠や出産、様々な健康をおびやかす問題等について、自分が決定できるという権利を保障し、安心して相談できるよう、健康相談や電話相談を充実します。 ● フェミニストカウンセラーによる女性相談の充実を図ります。 	人権施策課 健康増進課		●	
	7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	17 女性や子どもに対する暴力の予防と根絶	25	女性や子どもに対する暴力・虐待を許さない認識の浸透	25	女性や子どもに対する暴力・虐待を許さない認識の浸透	<ul style="list-style-type: none"> ● 暴力防止、暴力根絶のための啓発活動を充実します。 ● 女性に対する暴力根絶のための学習機会を提供します。 	人権施策課 子ども家庭課	●	
			26	DV 防止法、ストーカー規制法等についての広報、学習機会の提供	26	DV 防止法、ストーカー規制法等についての広報、学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性に対する暴力は犯罪であるという認識を深めるとともに、女性に対する暴力に関する法律についての理解を深められるよう、広報活動、学習機会を提供します。 	人権施策課	●	
			27	女性や子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進	27	女性や子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性や子どもを性的ないし、暴力行為の対象としてとらえた性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、女性や子どもに対する人権侵害となるものもあるという観点から啓発を行います。 ● ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等、インターネット上のコミュニケーションツールを利用した交際相手からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引等、暴力が一層多様化していることから、性犯罪に巻き込まれない力を養う(メディア・リテラシー)等、情報や学習機会を提供します。 ● 新たな形の暴力に対して的確に対応していきます。 ● 性暴力被害者への支援を行っている支援団体等の情報提供を行います。 	人権施策課 学校教育課 教育支援課	●	

	18		28	子ども・女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり	●犯罪防止の視点に立った公園等の整備等、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進します。	都市計画課	●	
			29	青少年の健全育成の促進	●児童ポルノや性・暴力表現を扱うメディアが青少年に与える影響を考慮し、関係機関と連携し、青少年の健全育成を阻害する有害環境の浄化に努めます。	教育支援課		●
		セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進	30	セクシュアル・ハラスメント防止のための事業所等への働きかけ	●セクシュアル・ハラスメントの防止に関する事業主の講ずべき措置を周知徹底します。	人権施策課 商工振興課	●	
			31	セクシュアル・ハラスメント等の防止のための職員に対する研修の実施	●セクシュアル・ハラスメント等を起こさない職場づくりをめざして、庁内研修を実施します。	人権施策課 人事課	●	
			32	学校や地域におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の充実	●学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策を充実します。 ●地域でのセクシュアル・ハラスメントを防止するために啓発活動や出前講座等学習機会の提供を充実します。	人権施策課 学校教育課	●	
		19	【重点施策】 DVの防止及びDV被害者自立に向けた支援 (「DV防止基本計画」に位置づける)	33	相談体制の充実	●必要な女性に行き渡るよう、女性相談等、DV相談ができる窓口を周知徹底します。 ●相談者がひとりで悩むことなく安心して相談できるよう関係課及び関係機関との連携を図り、相談機能を強化します。 ●地域の身近な相談窓口となる民生委員・児童委員等に対しDVに関する情報提供や研修を実施します。	人権施策課	●
	34			被害者の安全な保護 (被害者の子どもの安全も含む)	●関係機関・庁内各課が共通認識がもてるよう、DV対応マニュアルを作成します。 ●緊急に被害者の保護が必要となった場合、警察や奈良県配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携しながら、被害者及び同行家族の安全確保を図ります。 ●夜間の対応に関しては、警察や奈良県配偶者暴力相談支援センターとの連携を強化します。	人権施策課 こども家庭課	●	
	35			被害者の自立を支える効果的な支援	●被害者情報保護のための住民基本台帳の閲覧制限について職員間の認識の共有化を図り、被害者保護を徹底します。 ●奈良県配偶者暴力相談支援センター等の関係機関及び関係課と連携し、DV被害者への中長期的な支援として、生活の自立、心のケア等について様々な助言及び支援を行います。 ●母子父子自立支援員やハローワーク等と連携し、就労支援を行います。 ●地域で生活しているDV被害者の相談を実施し、継続的なフォローを行います。	人権施策課 市民課 こども家庭課 社会福祉課 保護課 健康増進課	●	

基本目標	基本課題	No	基本施策	No	具体的な施策	具体的な施策の内容	担当課	施策そのものが男女共同参画に関するもの	男女共同参画の視点で施策を展開するもの
Ⅲ 健康と安心が守られるまち	7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	19	【重点施策】DVの防止及びDV被害者自立に向けた支援 （「DV防止基本計画」に位置づける）	36	子どもに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ● DVが要因の児童虐待もあることから、健診や育児相談、保育所・幼稚園・学校現場等、様々な機会を通してDVの発見に努めます。 ● DVが子どもにも悪影響を及ぼすことから、家庭児童相談室等関係機関と連携し、被害者の子どもに対する精神的ケア等の支援を推進します。 ● DVから子どもを守るために家庭児童相談室や関係機関、保育所・幼稚園・学校現場等と連携し、被害者の子どもの身の安全を図ります。 	人権施策課 こども家庭課 保育幼稚園課 健康増進課 学校教育課	●	●
				37	デートDVに関する総合的な対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間団体と連携し、若い世代のデートDVの実態の把握に努めます。 ● 民間団体と連携し、デートDVに関して相談が受けられる体制づくりをし、周知します。 ● 暴力をとまなわない人間関係を構築する観点から、民間活動団体と連携し、若年層や教育関係者に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図ります。 	人権施策課 学校教育課	●	
				38	シニア女性、障がいのある女性、在住外国人女性等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者や障がい者、在住外国人のDV被害者に対して、関係課及び関係機関との連携を図り、相談体制の充実や安全な場の確保を図ります。 ● 外国語によるDV相談情報の提供をします。 	人権施策課 こども家庭課 社会福祉課 保護課 地域包括ケア推進課 健康増進課		●
				39	関係機関との連携による支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 「大和高田市虐待防止ネットワーク」の関係課及び関係機関との連携を強化します。 	人権施策課 広報広聴課 生活安全課 社会福祉課 保護課 こども家庭課 保育幼稚園課 健康増進課 地域包括ケア推進課 学校教育課 教育支援課	●	

			40	被害男性・加害男性への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●民間支援団体が実施する加害者更生プログラムについての情報提供をします。 ●女性から男性に対するDVが発生していることから、男性被害者への取組に努めます。 	人権施策課	●	
8 困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる社会づくり	20	困難を抱えた女性のための支援	41	相談窓口の情報提供や相談機関との連携による支援	<ul style="list-style-type: none"> ●生活の困難等に直面する女性やその子どもに届くよう、身近な相談窓口や民間活動団体の取組等の情報提供を行います。 ●課題解決のためのサービス事業の提供を行います。 	人権施策課 社会福祉課 保護課 こども家庭課 健康増進課 地域包括ケア推進課	●	
			42	地域での助け合いの促進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で暮らすひとり親家庭の親子や高齢者、障がい者、在住外国人、同和地域の女性等が安心して暮らせるよう、各種地域団体や地域住民等により、地域の中で支え合うしくみを促進します。 	人権施策課 社会福祉課 保護課 こども家庭課 地域包括ケア推進課		●
			43	男女共同参画の視点に立った介護保険事業、地域支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画の視点に立って「大和高田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を推進します。 	地域包括ケア推進課		●
			44	障がい者の生活自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」(平成28年4月施行)に基づいた取組を推進します。 ●男女共同参画の視点に立って「大和高田市障害者福祉基本計画・障害福祉計画」を推進します。 	社会福祉課		●
			45	国際理解・多文化共生	<ul style="list-style-type: none"> ●在住外国人の女性やその子どもたちに対して支援を行います。 ●ホームページ「やさしいにほんご」の充実を図ります。 	人権施策課 学校教育課 保育幼稚園課 広報広聴課		●
			21	ひとり親家庭の自立支援	46	母子家庭・父子家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭の親子が安心して生活できるよう、生活支援、子育て支援、就業支援等を充実します。 ●相談窓口の周知を図ります。 ●母子父子自立支援員等の相談担当者等に対して、男女共同参画の視点に立った研修を充実します。 	こども家庭課 保護課

【大和高田市男女共同参画計画(第3次)実施状況報告書】

企画政策部 広報広聴課

記入者(武田 厚史)

基本目標	基本課題	No	基本施策	No	具体的な施策	具体的な施策の内容	令和4年度 実施内容	成果・課題	評価	今後の方向性	実施区分
I 男女平等・男女共同参画意識がすみずみまで浸透したまち	1 男女平等・男女共同参画意識の浸透	1	男女平等・男女共同参画推進のための広報・啓発活動の推進	1	男女平等・男女共同参画推進のための広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画週間」「女性に対する暴力をなくす運動」等や市のホームページ等のあらゆる機会を活用して、多様なメディアを通じた情報発信を充実します。 ●子育て世代を対象にした固定的な性別役割分担意識の解消についての広報・啓発活動を強化します。 ●男女共同参画の考え方を浸透させるために市民との協働による事業を推進します。 ●あらゆる市の作成物や情報の発信については、男女平等・男女共同参画の視点に立った適切な表現に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●広報誌、市のホームページ等における情報の発信の際には、男女共同参画の視点に立った適切な表現をおこないます。 ●広報誌、市のホームページ等への写真・イラスト等の掲載にあたっては、性別による固定観念を抱かせないものを使用します。 ●家庭、職場、地域社会における固定的な性別役割分担意識の解消についての広報・啓発活動をおこないます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●広報誌等に掲載する際は、男女いずれかに偏った表現とならないよう作成した。 ●広報誌等に掲載する写真やイラストは、性別による固定観念を抱かせないよう配慮した。 ●男女共同参画週間等の記事を掲載する等を通して、啓発を行った。 	A	引き続き、男女共同参画の視点に立った適切な文書作成、記事等の掲載を行うとともに、啓発に関する記事掲載等の広報・啓発活動を実施する。	A
Ⅲ 健康と安心が守られるまち	7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	19	【重点施策】DVの防止及びDV被害者自立に向けた支援(「DV防止基本計画」に位置づける)	39	関係機関との連携による支援	<ul style="list-style-type: none"> ●「大和高田市虐待防止ネットワーク」の関係課及び関係機関との連携を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「大和高田市虐待防止ネットワーク」の関係課及び関係機関との連携を密にし、支援のための情報発信をおこないます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●パープルリボン運動等の取組を広報誌等に掲載し、周知を行った。毎月の「女性相談」については、広報誌に掲載し、相談場所等の周知に努めた。 	A	大和高田市虐待防止ネットワークの関係課及び関係機関との連携を密にし、情報発信を継続していく。	A
	8 困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる社会づくり	20	困難を抱えた女性のための支援	45	国際理解・多文化共生	<ul style="list-style-type: none"> ●在住外国人の女性やその子どもたちに対して支援を行います。 ●ホームページ「やさしいにほんご」の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●広報誌等の発行物の内容を平易な表現に改めます。 ●ホームページにルビ振り機能を導入し、分かりやすさの充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●各課からの提出の広報原稿について、当課でなるべく簡潔でわかりやすい表現に変更した。 ●随時、必要な更新作業を行い、ホームページのルビ振り機能で分かりやすさを図った。 	A	広報誌等の内容については、引き続き、分かりやすい表現とするよう努める。	A

【大和高田市男女共同参画計画(第3次)実施状況報告書】

企画政策部 人事課

記入者(奥 智哉)

基本目標	基本課題	No	基本施策	No	具体的な施策	具体的な施策の内容	令和4年度 実施内容	成果・課題	評価	今後の方向性	実施区分
I 男女平等・男女共同参画意識がすみずみまで浸透したまち	1 男女平等・男女共同参画意識の浸透	2	【重点施策】市職員の男女平等・男女共同参画意識の向上	3	男女平等・男女共同参画意識の浸透	●市職員等が男女共同参画の視点に配慮した施策を進められるように研修、情報提供を充実します。	人権研修を実施し、LGBTQをテーマとした講演を行った(令和5年1月)	課長補佐級職員と希望者を対象に54名が参加し、男女共同参画についての理解を深めた。	B	男女だけでなく多様性に対応する配慮が必要になってくると考え、研修内容の範囲を広げていきたい。	B
II 男女がともにあらゆる分野に参画できるまち	3 政策・方針決定の場への女性の参画推進	7	【重点施策】市役所における「女性管理職30%以上」に向けた加速化	9	女性職員・教職員の活躍の推進	●「大和高田市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」並びに「大和高田市人材育成基本方針」に基づき、「女性職員の管理職登用」「指導的地位への女性職員の人材育成」を進めます。 ●女性教職員の管理職への登用を働きかけます。	医療職を除く管理的地位にある職員に占める女性割合を30%以上に引き上げる。	女性管理職割合の割合の引き上げ 課長補佐級以上の女性割合(医療職、派遣職員を除く) 令和5年度22.8% 令和4年度25.2% 課長級女性職員が退職し、課長補佐級職員が(R5事務職のみの管理職割合) 男 76人(240人中) 31.7% 女 13人(144人中) 9.0%	C	管理職に登用出来るよう指導的地位への女性職員の人材育成を進める。	B
	4 男女がいきいき働けるための環境整備(「女性活躍推進計画」に位置づける)	11	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	14	安心して働き続けるための支援策の充実	●働く女性のための就労相談事業を実施します。 ●「大和高田市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」並びに「大和高田市子ども・子育て支援事業計画」「大和高田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づいて、仕事と子育てや介護の両立ができる環境の整備を進めます。 ●大和高田市子育てサポートクラブや民間支援団体との協働を進め、子育て支援を充実します。	男性職員の育児休業取得、子育て期の職員の両立支援制度を活用促進に努める。 働き方に合わせた育児休業制度を取得できるよう、出産、育児にかかる休暇をまとめたパンフレットを作成し掲示した。	育児休業取得率 令和4年度 男性職員 23.1% 女性職員 100.0% 令和3年度 男性職員 12.5% 女性職員 96.3% 配偶者出産休暇取得率 令和4年度46.2% 令和3年度87.5%	B	育児休業制度の改正に伴う広報。相談窓口の設置	B
III 健康と安心が守られるまち	7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	18	セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進	31	セクシュアル・ハラスメント等の防止のための職員に対する研修の実施	●セクシュアル・ハラスメント等を起こさない職場づくりをめざして、庁内研修を実施します。	公平委員会を通じ、苦情処理窓口の広報を行った。 セクシュアルハラスメント以外のハラスメントを含めて対応できるハラスメント要綱を令和5年4月施行した。 新規採用職員、新任課長級職員に対するハラスメント研修を行い啓発を行った。	ハラスメント全般に対する研修の実施	B	研修を通じて、男女ともに働きやすい職場づくりを目指す。	B

【大和高田市男女共同参画計画(第3次)実施状況報告書】

市民生活部 市民課

記入者(東浦 章仁)

基本目標	基本課題	No	基本施策	No	具体的な施策	具体的な施策の内容	令和4年度 実施内容	成果・課題	評価	今後の方向性	実施区分
Ⅲ 健康と安心が守られるまち	7 女性に対するあらゆる暴力の根絶		【重点施策】DVの防止及びDV被害者自立に向けた支援(「DV防止基本計画」に位置づける)	19	被害者の自立を支える効果的な支援	<ul style="list-style-type: none"> ●被害者情報保護のための住民基本台帳の閲覧制限について職員間の認識の共有化を図り、被害者保護を徹底します。 ●奈良県配偶者暴力相談支援センター等の関係機関及び関係課と連携し、DV被害者への中長期的な支援として、生活の自立、心のケア等について様々な助言及び支援を行います。 ●母子父子自立支援員やハローワーク等と連携し、就労支援を行います。 ●地域で生活しているDV被害者の相談を実施し、継続的なフォローを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民基本台帳事務等におけるDV・ストーカー行為等の被害者を保護するための支援措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市における適正な支援措置の実施に加え、関係市区町村と密に連携を図ることで、DV等の被害者の保護に努めた。(令和4年度 申請56件) ・他課に対して、DV等の被害者情報の厳重な管理の徹底と適切な事務処理対応を依頼した。 ・支援措置の延長に係る手続きの一部を、警察と連携を図ることにより、DV等の被害者の手続きの負担軽減を行った。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでと同様に支援措置の適切な運用を行い、関係市区町村と協力して、DV等の被害者の保護に尽力する。 ・市民課だけでなく、他課にも支援措置に対する認識を深めてもらい、全庁的に厳重な個人情報管理と運用を行う。 ・多様化するケースに臨機応変に対応するために、警察や児童相談所等と協力し合いながら、さらなる支援措置体制の充実を図る。 	A

【大和高田市男女共同参画計画(第3次)実施状況報告書】

市民生活部 人権施策課1

記入者(杉本利恵)

基本目標	基本課題	No	基本施策	No	具体的な施策	具体的な施策の内容	令和4年度 実施内容	成果・課題	評価	今後の方向性	実施区分
I 男女平等・男女共同参画意識がすみずみまで浸透したまち	1 男女平等・男女共同参画意識の浸透	1	男女平等・男女共同参画推進のための広報・啓発活動の推進	1	男女平等・男女共同参画推進のための広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画週間」「女性に対する暴力をなくす運動」等や市のホームページ等のあらゆる機会を活用して、多様なメディアを通じた情報発信を充実します。 ●子育て世代を対象にした固定的な性別役割分担意識の解消についての広報・啓発活動を強化します。 ●男女共同参画の考え方を浸透させるために市民との協働による事業を推進します。 ●あらゆる市の作成物や情報の発信については、男女平等・男女共同参画の視点に立った適切な表現に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画週間」広報・啓発活動(6月)パネル展6/20~30 「女性に対する暴力をなくす運動」広報・啓発活動(11月)パネル展11/8~26 ●ヒートハートたかだとの協働事業 ●男女共同参画をテーマにした標語募集 ●男女共同参画情報誌「はーもにー」発行(市内全戸配布) 	<ul style="list-style-type: none"> ●女と男ハートアップフォーラム(7/2 参加者200名) ・講演会:谷口真由美さん「おばちゃん目線で見る男女共同参画~みんなハッピーに暮らすには~」 ・男女共同参画をテーマにした標語紹介(ヒートハートたかだ運営委員) ●ヒートハートたかだリーダー養成講座(1/10ならこープ男女共同参画研究会いこ〜る「ジェンダー・さまざまな思い込みを考える」24名参加) ●男女共同参画をテーマにした標語に53作品の応募があった。優秀作品を決定し次年度の啓発標語として活用する。「人と人 男と女 わかりあって 助け合って 楽しい人生に」 	A	●男女共同参画の意識を浸透させるため、引き続き広報・啓発活動等を行う。	A

市民生活部 人権施策課2

基本目標	基本課題	No	基本施策	No	具体的な施策	具体的な施策の内容	令和4年度 実施内容	成果・課題	評価	今後の方向性	実施区分				
I 男女平等・男女共同参画意識がすみずみまで浸透したまち	1 男女平等・男女共同参画意識の浸透	1	男女平等・男女共同参画推進のための広報・啓発活動の推進	2	多様性を認める意識の醸成	●女性をはじめ、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、性的マイノリティ等の人権課題を解決できるよう、多様性を認め合う共生社会についての理解を深める施策を進めます。	●人権セミナー（年4回） ●地区別懇談会 ●広報誌「人権シリーズ」（毎月） ●人権啓発冊子「扉」の発行（年1回全戸配布） ●市民集会 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため「みんぞくの広場」は中止	●「人権セミナー」（年4回） ①7/20「生命を越すものはない」（26名参加） ②8/24「大きな社会の小さな声～私と私の中の被差別部落～」（33名参加） ③8/30「子どもの人権CAPプログラムから考える」（27名参加） ④10/12「鬼って何（誰）だろう～鬼と考える人権～」（20名参加） ●地区別懇談会（オンライン開催 11/18,11/22） ●「人権を確かめ合う日」市民集会「生徒をエンパワする学校」（YouTube配信 95回視聴） ●差別をなくす市民集会 7/9「音楽と人権」（130名参加） 人権意識の高揚を図るため、あらゆる人を対象とし、さまざまな課題の学習の機会を提供した。	B	●多様性を認め合う共生社会への理解を深めるため今後もさまざまな人権課題をテーマにし、学習の機会を提供する。	A				
						2	【重点施策】市職員の男女平等・男女共同参画意識の向上	3	男女平等・男女共同参画意識の浸透	●市職員等が男女共同参画の視点に配慮した施策を進められるように研修、情報提供を充実します。	●男女共同参画職員研修 ※人事課主催	●男女共同参画職員研修（2部制） 対象者：課長補佐、希望者 講師：性と生を考える会 中田ひとみさん テーマ：LGBTQと人権～性の多様性が尊重されるまちづくりのために～	A	●人事課と連携し、職員の男女共同参画意識の向上を図る。	A
						3	男女共同参画に関する調査・研究、情報収集・提供の充実	4	男女共同参画に関する情報提供の充実	●市立図書館等と連携し、男女共同参画に関する図書、児童図書、資料、DVD等の情報提供を行います。	●市立図書館に男女共同参画のコーナーを設置 ●ヒートハートたかだ参画団体へ研修用DVD等の貸出	●研修用DVDを充実させる必要がある	B	●男女共同参画に関する様々な情報を提供する。	A

市民生活部 人権施策課3

I 男女平等・男女共同参画意識がすみずみまで浸透したまち	2 男女平等、男女共同参画に関する教育・学習の充実	3	男女共同参画に関する調査・研究、情報収集・提供の充実	5	男女共同参画に関する調査・研究の充実	●男女共同参画施策を進めるための基礎資料となるよう、男女共同参画に関する意識や実態、取組状況等を測るための調査・分析を行います。	●男女共同参画計画実施状況調査	●毎年調査を行い基礎資料を作成。	A	●毎年調査を行い検証する。	A
		5	【重点施策】一人ひとりの自立・職業意識を育む教育・学習の推進	7	子どものエンパワーメント支援	●性別にとらわれず個人の能力、個性を大事にする進路指導を進めます。 ●女性が経済的に自立していくことの重要性を踏まえ、社会教育の中で労働観、職業観を養えるようキャリア教育を推進します。 ●子どもや若者が「生きる力」を育むことができるように、ボランティア活動・体験活動の充実を図ります。 ●子どもたちが「自分のことは自分が守る」というスキルを育むための学習機会を提供します。 ●保護者に向けての男女平等・男女共同参画を学ぶための情報や学習機会の提供を充実します。 ●子どもの関わる地域活動団体や市民活動団体等に対して、男女平等・男女共同参画を学ぶための情報や学習機会の提供を充実します。	●「若年層の性暴力被害防止月間」(4月)に市中学校、高校へ相談窓口、啓発チラシを配布 ※出前講座は中止	●学生、保護者、教職員が男女共同参画について考えることができるよう情報提供を行った。	B	●情報提供、出前講座の方法を工夫し、子どもが学べる機会を検討する。	A
		6	多様な選択を可能にする学習機会の提供	8	子どもからシニアまでが多様な選択を可能にする学習機会の提供	●子どもからシニアまでが、多様な生き方を選択できるよう、生涯学習機会を提供すると同時に、様々な機会、媒体を通して情報提供します。 ●高齢者等の社会参加活動を促進するための生涯学習の充実を図ります。 ●男女共同参画の視点に配慮した表現について学べる機会を提供します。	●男女共同参画をテーマにした標語の募集、作品紹介	●情報誌やフォーラムで標語紹介、また令和3年度 優秀2作品を令和4年度 啓発標語として活用した。(封筒、啓発ティッシュ等) 「誰もが違う 誰もが主役 私があなたが未来を担う」 「男らしく 女らしく 越えて 私らしく」 性別や年齢に関係なく男女共同参画を身近なものとして関心をもってもらうよう努めた。	A	●男女共同参画の意識がさらに多くの人々に浸透することを目指す。	A
II 男女がともにあらゆる分野に参画できるまち	3 政策・方針決定の場への女性の参画推進	7	【重点施策】市役所における「女性管理職30%以上」に向けた加速化	9	女性職員・教職員の活躍の推進	●「大和高田市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」並びに「大和高田市人材育成基本方針」に基づき、「女性職員の管理職登用」「指導的地位への女性職員の人材育成」を進めます。 ●女性教職員の管理職への登用を働きかけます。	●女性職員の管理職登用調査	●調査を行い基礎資料を作成。	B	●毎年調査を実施する。	A

市民生活部 人権施策課4

基本目標	基本課題	No	基本施策	No	具体的な施策	具体的な施策の内容	令和4年度 実施内容	成果・課題	評価	今後の方向性	実施区分
II 男女がともにあらゆる分野に参画できるまち	3 政策・方針決定の場への女性の参画推進	8	審議会等への女性の参画比率の向上	10	審議会等の女性委員の比率を令和8年度までに35%とする	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内男女共同参画推進本部等を通じて、審議会等へ女性が参画することの重要性について共通認識を形成します。 ●市民公募の拡大を図ります。 ●地域活動団体等への協力要請をします。 	●審議会委員等への女性の登用状況調査	<ul style="list-style-type: none"> ●目標設定対象の審議会(法律、条例、規程、要綱等に基づくもの)における女性委員の比率 R3 28.9% R4 29.2% R5 26.2% 各課においては性別に関係なく適性や能力に応じて登用しているが、男女比に偏りがある委員会等が多い。男女双方の意見や視点を取り入れる必要性のある委員会等については、偏りを少なくすることが課題である。 	C	●毎年調査を実施する。	A
						9	女性リーダーの発掘・育成	11	女性リーダーの発掘・育成	<ul style="list-style-type: none"> ●審議会等への登用を図るために、女性が能力やスキルをもつための意識啓発、学習機会の提供、学習活動への支援を行います。 ●市との連携事業等を通じて女性リーダーを育成するとともに、新たな女性リーダーの発掘を行います。 ●女性のチャレンジ支援の好事例を収集し、提供します。 ●地域活動や市民活動での意思決定の場への女性の参画を促進します。 	●ヒートハートたかだりリーダー養成講座
	4 男女がいきいき働けるための環境整備(「女性活躍推進計画」に位置づける)	10	男女平等・男女共同参画の視点に立った職場環境の整備について事業所への働きかけの強化	12	「女性活躍推進法」に基づく事業所への働きかけの強化	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性活躍推進法」の周知を図ります。 ●地域の実情に応じた女性活躍推進のための取組について協議を行うための「協議会」を設置し、取組を進めます。 ●「いきいき会社宣言事業所」制度を推進します。 ●労働基準法、男女雇用機会均等法、男女がともに働き続けられる職場づくりに係る法律・制度の周知を徹底します。 ●長時間労働の見直し、均等な機会・待遇の確保、女性の管理職への登用等、男女がともに働き続けられる職場づくりに関する研修機会を提供します。 ●妊娠・出産・子育て、介護を担う男女労働者がいきいきと働き続けられるよう、職場環境の整備(マタニティ・ハラスメント等様々なハラスメント対策を含む)についての情報提供や啓発活動を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●法律改正・制度の周知、情報提供 ●いきいき会社宣言事業所の募集、研修会案内 	<ul style="list-style-type: none"> ●市公共施設等へポスター・チラシ設置。パネル展、はもにー35号(R4.4全戸配布)へ育児休業法改正等掲載 ●いきいき会社宣言事業所の応募なし。登録事業所紹介、企業向けの男女共同参画研修会の案内をした。 	B	●性別に関係なく労働者がともにいきいきと働き続けられるよう情報提供する。	A

市民生活部 人権施策課5

II 男女がともにあらゆる分野に参画できるまち	4 男女がいきいき働けるための環境整備 (「女性活躍推進計画」に位置づける)	11	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	13	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のための事業所への働きかけ	●長時間労働等の男性中心型労働慣行の見直し等を通して、男女労働者が自身の望む仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現できるよう、事業所や労働者に対して情報提供や啓発活動を積極的に実施します。 ●男女がともに働きやすい職場づくりへのインセンティブ付与となるよう、顕彰制度等を充実します。	●講師派遣 ※いきいき会社宣言事業所へ研修会案内	●雇用対策協議会・企業人権教育推進協議会男女共同参画研修会(R4.9.7) 講師:ならこーぷ男女共同参画研究会いこーる テーマ:「多様な生き方を考える～家庭・職場・地域～」 ●男女共同参画社会づくり表彰(事業所の部)は登録事業所表彰済(辞退2社)	B	●事業所に対して研修案内や情報提供など積極的に行うよう努める。	A
				14	安心して働き続けるための支援策の充実	●働く女性のための就労相談事業を実施します。 ●「大和高田市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」並びに「大和高田市子ども・子育て支援事業計画」「大和高田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づいて、仕事と子育てや介護の両立ができる環境の整備を進めます。 ●大和高田市子育てサポートクラブや民間支援団体との協働を進め、子育て支援を充実します。	●子育てサポートクラブと連携	●子育て中の方が安心して参加していただけるよう託児の体制を整えて事業を行った。 R2 こども4名/サポーター3名 R3 0名 R4 0名	A	●子育てサポートクラブと連携し、引き続き子育て支援をする。	A
				12	【重点施策】女性の就労支援・起業支援	15	女性の就労支援	●将来を見通す人生設計や職業観を形成・向上するための学習機会を提供します。 ●就職、転職、再就職に必要な知識や技術を身につけることのできる学習機会を提供します。 ●関係機関と連携し、就労支援事業を行います。	●情報提供、研修会案内等	●市庁舎内、市内施設へ女性センター等関係機関からのチラシを設置した。 ●就労に関する情報(自己実現に向けてのステップアップ等)を一もにーに掲載した。	B
	16	事業所と働きたい女性・若者とのマッチング	●関係機関と連携し、求人を希望する市内事業所と仕事をしたい女性や若者とのマッチング事業を行います。			●情報提供、研修会案内	●市庁舎内、市内施設へ関係機関のチラシを設置	B	●関係機関と連携して情報提供する。	A	
	5 男女がともに担うまちづくりの推進	13	【重点施策】地域防災やまちづくり等における男女共同参画の推進	18	男女共同参画の視点を踏まえた地域活動の広報・啓発活動の推進	●市民活動を希望する男女のために、市民活動グループ等の情報提供や相談に対応します。 ●シニア世代の人口増加を踏まえ、シニアが地域活動や地域における子育て・家事支援等の場面で活躍できるよう、きっかけづくりを進めていきます。	●広報、啓発、情報提供 ※男性料理教室中止	●男女共同参画情報誌「はーもにー」でヒートハートたかだの活動紹介、委員募集等掲載した。	B	●男女が活躍できるきっかけづくりになるセミナーを実施する。	A

市民生活部 人権施策課6

基本目標	基本課題	No	基本施策	No	具体的な施策	具体的な施策の内容	令和4年度 実施内容	成果・課題	評価	今後の方向性	実施区分
II 男女がともにあらゆる分野に参画できるまち	5 男女がともに担うまちづくりの推進	13	【重点施策】地域防災やまちづくり等における男女共同参画の推進	19	男女共同参画の視点に立った協働によるまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動団体に対して、意思決定の場への女性の参画等、男女共同参画の視点に配慮した運営について働きかけをし、活動の活性化を促進します。 ●「市民交流センター(コスモスプラザ)」を拠点として、男女がいきいきと活動できるよう、情報発信、各種団体の交流促進、協働コーディネートを行います。 ●男女共同参画の視点に配慮した「市民交流センター(コスモスプラザ)」の運営を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内公共施設にポスター・チラシ等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画情報誌等を設置し、施設を利用する方へ情報提供を行った。 	B	●関係課と連携して情報提供をする。	A
			【重点施策】男性の家庭生活や地域活動への参画の促進			21	男性の家庭生活や地域活動への参画を進めるための学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ●男性が介護や料理等を学習する機会を提供します。 ●男性が子育てに関する学習をする機会を提供します。 			
III 健康と安心が守られるまち	6 男女の生涯を通じた健康づくり	15	男女の性差に基づくライフステージに対応した健康保持・増進	22	生涯を通じた男女の健康保持・増進の支援			<ul style="list-style-type: none"> ●「第2 次元気はつつ大和高田21」に基づき、男女が人生の各段階でその健康状態に応じて適切に自己管理できるよう、健康づくりの場を充実します。 ●乳がん検診、子宮がん検診の受診者数を増やします。 ●関係課との連携による発達段階に応じた思春期における心身や性の悩み等、不安解消のための相談体制の充実を図ります。 ●自殺予防のために相談機関の活用の働きかけや「こころの講座」の開催等の取組を充実します。 ●男性相談の実施に努めます。 ●妊婦・子どもをたばこの受動喫煙から守るために喫煙による健康被害についての正しい知識と普及に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●女性相談 (月3回 1人50分 予約制) ※男性の相談は奈良県女性センター男性相談を案内 	<ul style="list-style-type: none"> ●R4女性相談 50件(実人数16名) 関係課、関係機関と連携し相談者を支援した。 	A
			リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を取り入れた心身の健康相談の充実			24	心身の健康に関する情報提供・相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●若年層に向けたリプロダクティブ・ヘルス/ライツに立った健康に関する情報提供を充実します。 ●妊娠や出産、様々な健康をおびやかす問題等について、自分が決定できるという権利を保障し、安心して相談できるよう、健康相談や電話相談を充実します。 ●フェミニストカウンセラーによる女性相談の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●女性相談 (月3回 1人50分 予約制) ※フェミニストカウンセラー2名が対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●R4女性相談 50件(実人数16名) 関係課、関係機関と連携し相談者を支援した。 	

市民生活部 人権施策課7

Ⅲ 健康と安心が守られるまち	7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	17	女性や子どもに対する暴力の予防と根絶	25	女性や子どもに対する暴力・虐待を許さない認識の浸透	●暴力防止、暴力根絶のための啓発活動を充実します。 ●女性に対する暴力根絶のための学習機会を提供します。	●「女性に対する暴力をなくす運動」(11月)	●「女性に対する暴力をなくす運動」広報・啓発 ・パネル展(11/8~26)パープルリボン配付等 ・啓発ティッシュ配布(11/8 ヒートハートたかだ運営委員)	A	●暴力防止、暴力根絶のための啓発活動を充実させる	A
				26	DV 防止法、ストーカー規制法等についての広報、学習機会の提供	●女性に対する暴力は犯罪であるという認識を深めるとともに、女性に対する暴力に関する法律についての理解を深められるよう、広報活動、学習機会を提供します。	●「女性に対する暴力をなくす運動」(11月)	●「女性に対する暴力をなくす運動」パネル展、情報誌等で法律に関する情報提供をしている。 はもに-36号へ「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」について掲載した。	A	●法律について理解を深めるための啓発、情報提供をする。	A
				27	女性や子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進	●女性や子どもを性的ないし、暴力行為の対象としてとらえた性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、女性や子どもに対する人権侵害となるものもあるという観点から啓発を行います。 ●ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等、インターネット上のコミュニケーションツールを利用した交際相手からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引等、暴力が一層多様化していることから、性犯罪に巻き込まれない力を養う(メディア・リテラシー)等、情報や学習機会を提供します。 ●新たな形の暴力に対して的確に対応していきます。 ●性暴力被害者への支援を行っている支援団体等の情報提供を行います。	●庁内、市内公共施設へDV相談ナビカードを設置 ●「女性に対する暴力をなくす運動」(11月)	●性別問わず、相談したくてもできない人が相談機関に辿り着けるよう、情報提供、発信方法を工夫する。 ●学生、保護者、教職員が男女共同参画について考えることができるよう、市内高校へ啓発チラシ等配布した。	B	●暴力は犯罪であるという認識、理解を深めるための啓発、情報提供をする。	A
	18	セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進	30	セクシュアル・ハラスメント防止のための事業所等への働きかけ	●セクシュアル・ハラスメントの防止に関する事業主の講ずるべき措置を周知徹底します。	●「女性に対する暴力をなくす運動」(11月)	●内閣府の啓発チラシ、ポスターを取り寄せ、庁舎内、市内公共施設等へ設置した。	A	●周知方法を工夫する。	A	
			31	セクシュアル・ハラスメント等の防止のための職員に対する研修の実施	●セクシュアル・ハラスメント等を起こさない職場づくりをめざして、庁内研修を実施します。	●セクハラ等防止のための情報提供	●大和高田市セクハラに関する要綱のポイントを全庁共有した。	A	●関係課と連携してセクシュアル・ハラスメント等の防止対策を図る。	A	

市民生活部 人権施策課8

基本目標	基本課題	No	基本施策	No	具体的な施策	具体的な施策の内容	令和4年度 実施内容	成果・課題	評価	今後の方向性	実施区分
Ⅲ 健康と安心が守られるまち	7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	18	セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進	32	学校や地域におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策を充実します。 ●地域でのセクシュアル・ハラスメントを防止するために啓発活動や出前講座等学習機会の提供を充実します。 	●「女性に対する暴力をなくす運動」パネル展(11/8~26)	●セクハラ防止に関する情報提供をした。	A	●引き続き、広報、啓発活動を行い情報を提供する。	A
				33	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●必要な女性に行き渡るよう、女性相談等、DV相談ができる窓口を周知徹底します。 ●相談者がひとりで悩むことなく安心して相談できるよう関係課及び関係機関との連携を図り、相談機能を強化します。 ●地域の身近な相談窓口となる民生委員・児童委員等に対しDVに関する情報提供や研修を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●相談窓口の広報、情報提供 ●民生委員・民生児童委員へ相談窓口一覽送付 	●あらゆる方法で相談窓口を周知。 ●地域住民から相談があった場合に案内していただけるよう、民生委員等へ県内の相談窓口一覽を送付した。	A	●相談内容、状況に応じて関係課、関係機関と連携を図る。	A
		19	【重点施策】DVの防止及びDV被害者自立に向けた支援(「DV防止基本計画」に位置づける)	34	被害者の安全な保護(被害者の子どもも含む)	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関・庁内各課が共通認識がもてるよう、DV対応マニュアルを作成します。 ●緊急に被害者の保護が必要となった場合、警察や奈良県配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携しながら、被害者及び同行家族の安全確保を図ります。 ●夜間の対応に関しては、警察や奈良県配偶者暴力相談支援センターとの連携を強化します。 	●関係課・関係機関と連携	●緊急時にDV被害者等を保護施設等へ移送するため、タクシー代を予算計上(関係課:こども家庭課・社会福祉課・保護課・地域包括支援課・健康増進課・人権施策課) R2 1件 R3 0件 R4 0件	A	●緊急時は関係課・関係機関と連携し被害者の身の安全確保を図る。	A
				35	被害者の自立を支える効果的な支援	<ul style="list-style-type: none"> ●被害者情報保護のための住民基本台帳の閲覧制限について職員間の認識の共有化を図り、被害者保護を徹底します。 ●奈良県配偶者暴力相談支援センター等の関係機関及び関係課と連携し、DV被害者への中長期的な支援として、生活の自立、心のケア等について様々な助言及び支援を行います。 ●母子父子自立支援員やハローワーク等と連携し、就労支援を行います。 ●地域で生活しているDV被害者の相談を実施し、継続的なフォローを行います。 	●女性相談(月3回 1人50分 予約制)	●R4女性相談 50件(実人数16名) うちDV相談件数4件(3名) 関係課、関係機関と連携している。	A	●引き続き関係課・関係機関と連携を図る。	A
Ⅲ 健康と安心が守られるまち	7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	19	【重点施策】DVの防止及びDV被害者自立に向けた支援(「DV防止基本計画」に位置づける)	36	子どもに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ●DVが要因の児童虐待もあることから、健診や育児相談、保育所・幼稚園・学校現場等、様々な機会を通してDVの発見に努めます。 ●DVが子どもにも悪影響を及ぼすことから、家庭児童相談室等関係機関と連携し、被害者の子どもに対する精神的ケア等の支援を推進します。 ●DVから子どもを守るために家庭児童相談室や関係機関、保育所・幼稚園・学校現場等と連携し、被害者の子どもの身の安全を図ります。 	●関係課、関係機関と連携	●相談者の子どもを守るため、関係課と連携した。	A	●相談者と子どもを守るため、関係課・関係機関と連携を図る。	A

市民生活部 人権施策課9

Ⅲ 健康と安心が守られるまち	7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	19	【重点施策】DVの防止及びDV被害者自立に向けた支援（「DV防止基本計画」に位置づける）	37	デートDVに関する総合的な対策	●民間団体と連携し、若い世代のデートDVの実態の把握に努めます。 ●民間団体と連携し、デートDVに関して相談が受けられる体制づくりをし、周知します。 ●暴力をともなわない人間関係を構築する観点から、民間活動団体と連携し、若年層や教育関係者に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図ります。	●「若年層の性暴力被害防止月間」（4月）広報・啓発・情報提供 ●「女性に対する暴力をなくす運動」（11月）広報・啓発・情報提供	●内閣府、民間団体からの啓発チラシ等を設置、また市内高校へデートDVに関する予防啓発チラシを送付した。	A	●若い世代に認識、理解を深めるための啓発及び情報発信をしていく。	A
				38	シニア女性、障がいのある女性、在住外国人女性等への支援	●高齢者や障がい者、在住外国人のDV被害者に対して、関係課及び関係機関との連携を図り、相談体制の充実や安全な場の確保を図ります。 ●外国語によるDV相談情報の提供をします。	●関係課・関係機関と連携	●在住外国人からの相談（母国語での相談）は県外国人支援センターの「在住外国人生活相談窓口」を案内	A	●関係課・関係機関と連携を図り支援を行う。	A
				39	関係機関との連携による支援	●「大和高田市虐待防止ネットワーク」の関係課及び関係機関との連携を強化します。	●関係課・関係機関と連携	●「大和高田市虐待防止ネットワーク」会議で情報共有し共通認識を図った。	A	●関係課・関係機関と連携を図り支援を行う。	A
				40	被害男性・加害男性への支援	●民間支援団体が実施する加害者更生プログラムについての情報提供をします。 ●女性から男性に対するDVが発生していることから、男性被害者への取組に努めます。	●関係課・関係機関と連携	●男性からの相談は県女性センター男性の相談窓口を案内。 ●はもにー36号「男性の生きづらさを考える」、男性のための相談窓口掲載 性別に関係なく、被害者が相談機関に辿り着けるよう、さらに相談機関等を周知をする必要がある。	B	●関係課・関係機関と連携を図り支援を行う。	A
8 困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる社会づくり	20	20	困難を抱えた女性のための支援	41	相談窓口の情報提供や相談機関との連携による支援	●生活の困難等に直面する女性やその子どもに届くよう、身近な相談窓口や民間活動団体の取組等の情報提供を行います。 ●課題解決のためのサービス事業の提供を行います。	●女性相談の周知（広報誌、ホームページ、公共施設へのポスター・チラシの設置）	●民生委員・児童委員へ『女性相談窓口一覧』を送付した。	A	●困難を抱えた人が相談機関に辿り着けるよう周知方法を工夫する	A
				42	地域での助け合いの促進	●地域で暮らすひとり親家庭の親子や高齢者、障がい者、在住外国人、同和地域の女性等が安心して暮らせるよう、各種地域団体や地域住民等により、地域の中で支え合うしくみを促進します。	●関係課・関係機関と連携	●相談内容、相談者の状況により関係課・関係機関との連携を図る。	A	●関係課・関係機関と連携を図り支援を行う。	A
	45	国際理解・多文化共生	●在住外国人の女性やその子どもたちに対して支援を行います。 ●ホームページ「やさしいほんご」の充実を図ります。	●関係課・関係機関と連携	●相談内容、相談者の状況により関係課・関係機関との連携を図る。	A	●関係課・関係機関と連携を図り支援を行う。	A			

【大和高田市男女共同参画計画(第3次)実施状況報告書】

市民生活部 危機管理課

記入者(今澤 弘幸)

基本目標	基本課題	No	基本施策	No	具体的な施策	具体的な施策の内容	令和4年度 実施内容	成果・課題	評価	今後の方向性	実施区分
II 男女がともにあらゆる分野に参画できるまち	5 男女がともに担うまちづくりの推進	13	【重点施策】地域防災やまちづくり等における男女共同参画の推進	20	男女のニーズの違いを反映した防災・災害復興対策の推進とみんなで担う地域防災の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●防災に関する意思決定の場への女性の参画を拡大していきます。 ●男女のニーズの違いを反映した防災・災害復興対策を推進します。 ●女性消防団との連携等により、男女が協力して担う地域防災の普及を図るとともに、女性の視点を取り入れた地域の対策が進むように働きかけます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災会議に参加する委員に占める女性の割合を増加させる施策の検討を行います。 ○女性消防団による防火訪問等の防災の啓発活動を行うことで、地域防災における女性の存在感をアピールします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○R4年度は防災会議の委員に占める女性の割合を増加させることは困難でした。 ○女性消防団活動として防火訪問を再開し、実施することができました。 	B	多様な価値観を踏まえた防災・災害復興対策を講じることができるよう、防災会議の委員の女性割合を増加させる施策の実施を検討します。また、女性消防団の活動は同水準で今後も継続して行っていきます。	B

【大和高田市男女共同参画計画(第3次)実施状況報告書】

市民生活部 生活安全課

記入者(北野井 暢平)

基本目標	基本課題	No	基本施策	No	具体的な施策	具体的な施策の内容	令和4年度 実施内容	成果・課題	評価	今後の方向性	実施区分
Ⅲ 健康と安心が守られるまち	7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	19	【重点施策】DVの防止及びDV被害者自立に向けた支援(「DV防止基本計画」に位置づける)	39	関係機関との連携による支援	●「大和高田市虐待防止ネットワーク」の関係課及び関係機関との連携を強化します。	連携事業なし	庁内の情報共有	B	・庁内の情報共有の強化 ・県警本部生活安全部及び高田警察署との連携強化	A

【大和高田市男女共同参画計画(第3次)実施状況報告書】

地域振興部 まち振興課

記入者(石井 宏明)

基本目標	基本課題	No	基本施策	No	具体的な施策	具体的な施策の内容	令和4年度 実施内容	成果・課題	評価	今後の方向性	実施区分
Ⅱ 男女がともにあらゆる分野に参画できるまち	5 男女がともに担うまちづくりの推進	13	【重点施策】 地域防災やまちづくり等における男女共同参画の推進	18	男女共同参画の視点を踏まえた地域活動の広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市民活動を希望する男女のために、市民活動グループ等の情報提供や相談に対応します。 ●シニア世代の人口増加を踏まえ、シニアが地域活動や地域における子育て・家事支援等の場面で活躍できるよう、きっかけづくりを進めていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民活動団体の活動情報を発信し、活動への参加を促した。 ●受講をきっかけとして地域活動に繋がるよう、スマートフォン講座を実施した。講座のOBを中心に小さな拠点事業(多世代交流の場)の運営を行なった。また、まちに音楽を!プロジェクトの一環として、オープンステージなどのバックアップをした。 	<ul style="list-style-type: none"> ●既存団体への参加や新たな活動団体登録の相談があった。 ●スマートフォン講座12回実施。受講生28人、サポートのためのOB12人(5月開講時)。前年よりサポートのOBが増加した。今後は多くのOBに小さな拠点への関心を持ってもらうことが課題である。オープンステージ他/15回開催、出演者・観客数295人 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティアコーディネーターを中心に相談体制の充実を図る。 ●OB養成事業をきらきら☆ステーションで実施し、小さな拠点事業について、講座OBに関心を持ってもらう。音楽イベントを継続し、幅広い世代の人が参加できるように努める。 	A
				19	男女共同参画の視点に立った協働によるまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動団体に対して、意思決定の場への女性の参画等、男女共同参画の視点に配慮した運営について働きかけをし、活動の活性化を促進します。 ●「市民交流センター(コスモスプラザ)」を拠点として、男女がいきいきと活動できるよう、情報発信、各種団体の交流促進、協働コーディネートをを行います。 ●男女共同参画の視点に配慮した「市民交流センター(コスモスプラザ)」の運営を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●小さな拠点事業(多世代交流の場)の運営にスマートフォン講座のOBをはじめ、学生ボランティア等に携わってもらった。 ●市民活動団体の交流会を開催し、団体間の情報交換や活動報告を行った。また、協働の考え方について話し合う場を作った。 ●市民活動団体と共に協働イベントを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●運営者が減っている中でも、毎週木曜日の運営は維持できている。今後は周知拡大のために、開催日数の増加を目指している。 ●市民活動団体交流会参加団体数27団体。 ●市民活動団体7団体と男女がいきいきと活動できるよう協働イベントを実施した。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●今後の活動を促進できるよう、広報活動のサポートを行う。また、開催日数の増加に向けたサポートを行う。 ●市民活動団体間の交流を促し、相互理解と市民協働の機運の醸成を促進させる。 ●利用者がいきいきと活動できるようなイベントを市民活動団体と共に企画し、開催をする。 	A

【大和高田市男女共同参画計画(第3次)実施状況報告書】

地域振興部 商工振興課1

記入者(藪田 みどり)

基本目標	基本課題	No	基本施策	No	具体的な施策	具体的な施策の内容	令和4年度 実施内容	成果・課題	評価	今後の方向性	実施区分				
Ⅱ 男女がともにあらゆる分野に参画できるまち	4 男女がいきいき働けるための環境整備 (「女性活躍推進計画」に位置づける)	10	男女平等・男女共同参画の視点に立った職場環境の整備について事業所への働きかけの強化	12	「女性活躍推進法」に基づく事業所への働きかけの強化	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性活躍推進法」の周知を図ります。 ●地域の実情に応じた女性活躍推進のための取組について協議を行うための「協議会」を設置し、取組を進めます。 ●「いきいき会社宣言事業所」制度を推進します。 ●労働基準法、男女雇用機会均等法、男女がともに働き続けられる職場づくりに係る法律・制度の周知を徹底します。 ●長時間労働の見直し、均等な機会・待遇の確保、女性の管理職への登用等、男女がともに働き続けられる職場づくりに関する研修機会を提供します。 ●妊娠・出産・子育て、介護を担う男女労働者がいきいきと働き続けられるよう、職場環境の整備(マタニティ・ハラスメント等様々なハラスメント対策を含む)についての情報提供や啓発活動を充実します。 	<p>○大和高田雇用対策協議会と大和高田市企業人権教育推進協議会合同主催で男女共同参画研修会を開催しました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大のため、3年ぶりの開催となりました。感染症収束前の開催となったため、参加人数は7名となり、令和元年度開催時より減少しております。今後いかに参加人数を増加させ、より多くの方に「男女共同参画」についての意識をもってもらえるかが課題となります。</p>	B	今後も引き続き、男女共同参画研修会を開催し、男女がともに働き続けることができる職場づくりに関する研修機会を提供します。	A				
						11	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	13	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)実現のための事業所への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ●長時間労働等の男性中心型労働慣行の見直し等を通して、男女労働者が自身の望む仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現できるよう、事業所や労働者に対して情報提供や啓発活動を積極的に実施します。 ●男女がともに働きやすい職場づくりへのインセンティブ付与となるよう、顕彰制度等を充実します。 	<p>○「夏季における年次有給休暇の取得促進」のチラシ及びポスターの設置を行い、周知活動を行いました。(厚生労働省発行)</p>	<p>チラシの設置及び大和高田雇用対策協議会会員事業所にチラシを送付し周知を図ることで、働きやすい職場づくりに寄与しました。</p>	A	関係機関からチラシやポスターの送付があった場合は、商工振興課前パンフレットスタンドに設置するだけでなく、別件で窓口に来られた方にも声掛けを行い周知を行っていきます。	A
								14	安心して働き続けるための支援策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●働く女性のための就労相談事業を実施します。 ●「大和高田市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」並びに「大和高田市子ども・子育て支援事業計画」「大和高田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づいて、仕事と子育てや介護の両立ができる環境の整備を進めます。 ●大和高田市子育てサポートクラブや民間支援団体との協働を進め、子育て支援を充実します。 	<p>○「なら人権相談ネットワーク相談窓口」のチラシの設置及び大和高田雇用対策協議会会員へ送付し周知を行いました。</p>	<p>チラシの設置及び大和高田雇用対策協議会会員事業所にチラシを送付し周知を図ることで、さまざまな相談ができる環境整備に寄与しました。</p>	A	関係機関からチラシやポスターなどの送付があった場合は、商工振興課前パンフレットスタンドに設置するだけでなく、別件で窓口に来られた方にも声掛けを行い周知を行っていきます。	A
		12	【重点施策】女性の就労支援・起業支援	15	女性の就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ●将来を見通す人生設計や職業観を形成・向上するための学習機会を提供します。 ●就職、転職、再就職に必要な知識や技術を身につけることのできる学習機会を提供します。 ●関係機関と連携し、就労支援事業を行います。 	<p>○大和高田雇用対策協議会主催で職業生活設計セミナーを開催しました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大のため、3年ぶりの開催となりました。感染症収束前の開催となったため、参加人数は19名となり、令和元年度開催時より減少しております。</p>	B	今後も引き続き、将来を見通す人生設計や職業観を形成・向上するための研修会を開催していきます。	A				

基本目標	基本課題	No	基本施策	No	具体的な施策	具体的な施策の内容	令和4年度 実施内容	成果・課題	評価	今後の方向性	実施区分
Ⅱ 男女がともにあらゆる分野に参画できるまち	4 男女がいきいき働けるための環境整備 (「女性活躍推進計画」に位置づける)	12	【重点施策】 女性の就労支援・起業支援	16	事業所と働きたい女性・若者とのマッチング	●関係機関と連携し、求人を希望する市内事業所と仕事をしたい女性や若者とのマッチング事業を行います。	○「ならジョブカフェ合同企業説明会」のチラシを設置しました。(ならジョブカフェ発行) ○「合同企業説明会」のチラシを設置しました。(キャリア・サポートみらい発行) ○「サポステ合同企業説明会」のチラシを設置しました。(若者サポートステーションやまと発行)	チラシの設置及び大和高田雇用対策協議会会員事業所にチラシを送付し周知を図ることで、求人を希望する事業所とのマッチング事業を行いました。	A	関係機関からチラシやポスターの送付があった場合は、商工振興課前パンフレットスタンドに設置するだけでなく、別件で窓口に来られた方にも声掛けを行い周知を行っていきます。	A
						●大和高田商工会議所等と連携し、地域活性化や6次産業化への女性の参画、創業に対するの支援を充実します。	○「Leapなら女性起業家セミナー」のチラシの設置及び市ホームページへの掲載を行いました。(奈良県主催) ○「大和高田創業塾」のチラシの設置及び市ホームページへの掲載を行いました。また、創業に関する問い合わせの際にはセミナーの受講を勧めました。(大和高田商工会議所発行)	「大和高田創業塾」を受講した方には後日連絡をとり、その後の進展具合や相談を受け付け、創業に対する支援を行いました。	A	今後も引き続き、周知活動を行い、創業に対する支援を行います。	A
	5 男女がともに担うまちづくりの推進	13	【重点施策】 地域防災やまちづくり等における男女共同参画の推進	18	男女共同参画の視点を踏まえた地域活動の広報・啓発活動の推進	●市民活動を希望する男女のために、市民活動グループ等の情報提供や相談に対応します。 ●シニア世代の人口増加を踏まえ、シニアが地域活動や地域における子育て・家事支援等の場面で活躍できるよう、きっかけづくりを進めていきます。	○シルバー人材センターへ補助金を交付しています。 ○勤労意欲のあるシニア世代にシルバー人材センターを紹介します。	シルバー人材センターへの補助金交付や広報誌へ会員募集チラシの挟み込みを行い、シニア世代が地域活躍できる機会の増大を図りました。	A	今後も継続した取組を実施していき、さらに、産業雇用安定センター等と連携を行い就労支援を実施していきます。	A
Ⅲ 健康と安心が守られるまち	7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	18	セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進	30	セクシュアル・ハラスメント防止のための事業所等への働きかけ	●セクシュアル・ハラスメントの防止に関する事業主の講ずるべき措置を周知徹底します。	○「ハラスメント悩み相談室」のチラシを設置しました。(厚生労働省発行) ○「多様な生き方を考える～家庭・職場・地域～」という演題で男女共同参画研修会を開催しました。	感染症収束前の開催となったため、参加人数は7名となり、令和元年度開催時より減少しております。 今後いかに参加人数を増加させ、より多くの方に「男女共同参画」についての意識をもってもらえるかが課題となります。	B	今後も引き続き、男女共同参画研修会を開催し、ありのままの自分で生きていける社会を実現できるよう、普及活動を行っていきます。	A

【大和高田市男女共同参画計画(第3次)実施状況報告書】

地域振興部 農業振興課

記入者(西村 美佳)

基本目標	基本課題	No	基本施策	No	具体的な施策	具体的な施策の内容	令和4年度 実施内容	成果・課題	評価	今後の方向性	実施区分
II 男女がともにいきいき働けるための環境整備 あらゆる分野に参画できるまち	4 男女がい	12	【重点施策】 女性の就労支援・起業支援	15	女性の就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ●将来を見通す人生設計や職業観を形成・向上するための学習機会を提供します。 ●就職、転職、再就職に必要な知識や技術を身につけることのできる学習機会を提供します。 ●関係機関と連携し、就労支援事業を行います。 	○「女性のための農業参入セミナー」を開催。(奈良県主催)	○セミナー(年4回開催)に合計53名の参加があった。	B	本市独自での開催予定はないが、今後も関係機関からの依頼があれば周知していきたい。	A
				16	事業所と働きたい女性・若者とのマッチング	●関係機関と連携し、求人を希望する市内事業所と仕事をしたい女性や若者とのマッチング事業を行います。	○「農業新規参入者支援事業」のチラシの設置(奈良県担い手・農地マネジメント課発行)	○農業振興課カウンターにチラシを設置し普及啓発を行った。	B	新庁舎において、チラシ等のカウンター設置は行えないが、HP等での周知を行いたい。	A
				17	起業支援及び農業に関わる女性への支援	●大和高田商工会議所等と連携し、地域活性化や6次産業化への女性の参画、創業に対するの支援を充実します。	○「美アップ農村・レディセミナー」を開催(奈良県主催) ○女性農業者リーダー育成セミナー(奈良県主催) ※農業部門で商工会議所との連携はありません。	○令和4年11月7日開催セミナーに 37名の参加があった。 ○令和5年1月11日開催セミナーに 22名の参加があった。	B	本市独自での開催予定はないが、今後も関係機関からの依頼があれば周知していきたい。	A

【大和高田市男女共同参画計画(第3次)実施状況報告書】

福祉部 社会福祉課1

記入者(遠藤・金森)

基本目標	基本課題	No	基本施策	No	具体的な施策	具体的な施策の内容	令和4年度 実施内容	成果・課題	評価	今後の方向性	実施区分
Ⅱ 男女がともにあらゆる分野に参画できるまち	4 男女がいきいき働けるための環境整備(「女性活躍推進計画」に位置づける)	11	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	14	安心して働き続けるための支援策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●働く女性のための就労相談事業を実施します。 ●「大和高田市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」並びに「大和高田市子ども・子育て支援事業計画」「大和高田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づいて、仕事と子育てや介護の両立ができる環境の整備を進めます。 ●大和高田市子育てサポートクラブや民間支援団体との協働を進め、子育て支援を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人への就労相談の実施。 ・一般就労したい場合はハローワークを案内。できない場合は、小規模な事業所で一般就労に向けた訓練を行う。 ・ハローワークの障がいの専門員に紹介する。 ・県が委託している就労・生活支援センターを紹介し就労に向けた支援を仰ぐ。 	ハローワークや、障害者就労・生活支援センター、一般相談支援事業所・特定相談支援事業所での相談支援により、障害者枠での一般就労、障害福祉サービスにおける就労訓練サービスの利用者は増加している。	A	障害者枠での一般就労者については、就労の定着、障害福祉サービスにおける就労訓練サービスの利用者においては事業所へ定期的な能力を評価し報告を受け、一般就労を目指す機会を確保する。	A
Ⅲ 健康と安心が守られるまち	7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	19	【重点施策】DVの防止及びDV被害者自立に向けた支援(「DV防止基本計画」に位置づける)	35	被害者の自立を支える効果的な支援	<ul style="list-style-type: none"> ●被害者情報保護のための住民基本台帳の閲覧制限について職員間の認識の共有化を図り、被害者保護を徹底します。 ●奈良県配偶者暴力相談支援センター等の関係機関及び関係課と連携し、DV被害者への中長期的な支援として、生活の自立、心のケア等について様々な助言及び支援を行います。 ●母子父子自立支援員やハローワーク等と連携し、就労支援を行います。 ●地域で生活しているDV被害者の相談を実施し、継続的なフォローを行います。 	一般相談支援事業所や市の相談窓口において虐待の相談を受け付けており、関係機関との連携を図り対応にあたる。	障害者虐待に関する相談や通報は増加傾向にある。警察、一般相談支援事業所、特定相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の障害者の支援関係機関の連携により、迅速な対応が図れている。	B	定期的に開催している、一般相談支援事業所との情報共有をおこなう連絡会の活用や、研修会の開催により、複雑化している課題に臨機応変に対応できるよう、相談支援事業所相談員、市社会福祉課職員のスキルアップを目指す。支援者会議の開催により関係機関の役割を分担することにより、多方面からサポートをおこなう。	A
				38	シニア女性、障がいのある女性、在住外国人女性等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者や障がい者、在住外国人のDV被害者に対して、関係課及び関係機関との連携を図り、相談体制の充実や安全な場の確保を図ります。 ●外国語によるDV相談情報の提供をします。 	一般相談支援事業所や市の相談窓口において虐待の相談を受け付けており、関係機関との連携を図り対応にあたる。市と虐待対応避難協力を提携している施設と連携を図る。令和4年度より、地域包括ケア推進課、社会福祉協議会とともに、成年後見支援センター事業を開始し、相談を受付けている。	市の相談窓口、一般相談支援事業所、特定相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等において、障がい者虐待についての相談支援を実施している。必要に応じて緊急避難先とする居室の確保のため、9施設と協定を締結しているが、緊急受入が難しい状況になっている。	B	安心、安全が確保された地域での生活を維持するため、今後も成年後見制度等の権利擁護に関わる制度の利用促進を図る。	A

福祉部 社会福祉課2

Ⅲ 健康と安心が守られるまち	7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	19	【重点施策】DVの防止及びDV被害者自立に向けた支援(「DV防止基本計画」に位置づける)	39	関係機関との連携による支援	●「大和高田市虐待防止ネットワーク」の関係課及び関係課機関との連携を強化します。	大和高田市虐待防止ネットワーク実務者会議等は新型コロナウイルス感染症拡大予防対策のため一部中止となったが、ケースの対応を通じて、関係各課や外部機関と連携し、対応を図ることで関係強化を図った。	大和高田市虐待防止ネットワーク実務者や庁内他課や関係機関との情報を共有し各支援機関が連携した対応をおこなっていない対象者の支援をおこなっている。 複雑な課題を抱えるケースでは、支援者間の意思統一に時間がかかることがある。	B	大和高田市虐待防止ネットワークを活用し、専門家の意見を聞きながら対応を協議することを検討する。	A
	8 困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる社会づくり	20	困難を抱えた女性のための支援	41	相談窓口の情報提供や相談機関との連携による支援	●生活の困難等に直面する女性やその子どもに届くよう、身近な相談窓口や民間活動団体の取組等の情報提供を行います。 ●課題解決のためのサービス事業の提供を行います。	一般相談支援事業所や市の相談窓口において相談を受け付けており、関係機関との連携を図り対応にあたる。	市相談窓口や、一般相談支援事業所、特定相談支援事業所において、活用できる医療費助成制度、手当や障害年金の受給、権利擁護制度についての相談支援をおこない、必要な医療が受けられるよう配慮をおこなった。	B	一般相談支援事業所との情報共有をおこなう連絡会の活用や、特定相談支援事業所等を対象とした研修会の開催により、支援者間の顔が見える関係作りをおこない、お互いの強みを出し合える、関係構築を目指す。	A
				42	地域での助け合いの促進	●地域で暮らすひとり親家庭の親子や高齢者、障がい者、在住外国人、同和地域の女性等が安心して暮らせるよう、各種地域団体や地域住民等により、地域の中で支え合うしくみを促進します。	民生委員協議会や老人クラブ連合会への補助金の交付等を通じて、高齢者の社会参加、生きがいと健康づくり活動や、地域グループ支援事業の支援を行った(今年度は一部の活動が新型コロナウイルス感染症予防対策のため中止・縮小となる)。	・民生委員や、宅配業者や新聞配達業者による独居老人の見守りを進めているところである。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部の事業は中止となったが、予防接種も進んでおり、感染予防対策をとりながら老人クラブ等の活動により、引きこもり老人をなくしていくための活動再開を支援する	B	・地域の現状を把握し、身近な相談先として尽力いただいている民生委員の研修会等で、活用できる制度、サービスの情報提供をおこなっていく。 ・社協と連携し、老人クラブの活動等を周知していく。	A
				44	障がい者の生活自立の支援	●「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」(平成28年4月施行)に基づいた取組を推進します。 ●男女共同参画の視点に立って「大和高田市障害者福祉基本計画・障害福祉計画」を推進します。	これまでの施策の検証を行い、令和3年度から令和5年度の第6期障害福祉計画に障がいを抱えた女性を含め障がいのある人への障がい福祉サービスの事業量を盛り込み策定にあたる。	第6期障害福祉計画に基づき、障がいのある人が、住みなれた地域で安心、安全に地域生活を送れるよう、地域福祉の促進を計画する。	A	「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」の周知、「大和高田市障害者福祉基本計画・障害福祉計画」の推進を目指す。	A

【大和高田市男女共同参画計画(第3次)実施状況報告書】

福祉部 保護課1

記入者(山形)

基本目標	基本課題	No	基本施策	No	具体的な施策	具体的な施策の内容	令和4年度 実施内容	成果・課題	評価	今後の方向性	実施区分
Ⅲ 健康と安心が守られるまち	7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	19	【重点施策】DVの防止及びDV被害者自立に向けた支援(「DV防止基本計画」に位置づける)	35	被害者の自立を支える効果的な支援	<ul style="list-style-type: none"> ●被害者情報保護のための住民基本台帳の閲覧制限について職員間の認識の共有を図り、被害者保護を徹底します。 ●奈良県配偶者暴力相談支援センター等の関係機関及び関係課と連携し、DV被害者への中長期的な支援として、生活の自立、心のケア等について様々な助言及び支援を行います。 ●母子父子自立支援員やハローワーク等と連携し、就労支援を行います。 ●地域で生活しているDV被害者の相談を実施し、継続的なフォローを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者に寄り添いながら関係機関と連携し、ケースに応じた適切な助言と支援を行う。 ・就労支援員を配置し、ハローワークへの同行や面接指導等、就職活動を様々な方向からサポートする。 ・来庁できない事情のある者に対しては、就労支援員、職員で自宅訪問し、相談支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援員を配置し、ハローワークへの同行や面接指導等、就労支援を行った。 ・緊急保護等の支援が必要なケースにおいては、施設等への支援につなげた。 ・ケースに応じた適切な支援につなげるため、関係機関と連携しながら相談支援を行った。 	A	引き続き、相談者に寄り添いながら、幅広い分野にわたる関係機関と連携を密にし、包括的に様々な方向から適切な支援を行う。	A
				38	シニア女性、障がいのある女性、在住外国人女性等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者や障がい者、在住外国人のDV被害者に対して、関係課及び関係機関との連携を図り、相談体制の充実や安全な場の確保を図ります。 ●外国語によるDV相談情報の提供をします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、支援相談や情報交換を行い、包括的な相談支援体制に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個々のケースに寄り添いながら相談支援を行い、また関係機関とも連携を密にし、どのような支援が必要かを包括的に相談し、適切な助言と支援を行った。 	A	引き続き、多様化する相談内容に対応するため、関係機関と連携し、包括的な支援体制を図る。	A
				39	関係機関との連携による支援	<ul style="list-style-type: none"> ●「大和高田市虐待防止ネットワーク」の関係課及び関係機関との連携を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大和高田市虐待防止ネットワーク」実務者会議において、関係機関と情報共有を行い、連携を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大和高田市虐待防止ネットワーク」実務者会議及び代表者会議において、関係機関と情報共有を行い、連携を強化した。 	A	引き続き、関係機関との情報共有、連携の強化に努める。	A
	8 困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる社会づくり	20	困難を抱えた女性のための支援	41	相談窓口の情報提供や相談機関との連携による支援	<ul style="list-style-type: none"> ●生活の困難等に直面する女性やその子どもに届くよう、身近な相談窓口や民間活動団体の取組等の情報提供を行います。 ●課題解決のためのサービス事業の提供を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容に応じて、相談機関や支援の情報提供を行い、適切な支援につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な支援が必要なケースにおいては、生活保護の支援を行った。 ・就労支援員を配置し、ハローワークへの同行や面接指導等、就労支援を行った。 	A	様々な相談事を抱えたケースに対し、適切な支援を行えるように、関係機関と連携しながら、支援の情報提供を行うとともに、適切な支援につなげる。	A

福祉部 保護課2

Ⅲ 健康と安心が守られるまち	8 困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる社会づくり	20	困難を抱えた女性のための支援	42	地域での助け合いの促進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で暮らすひとり親家庭の親子や高齢者、障がい者、在住外国人、同和地域の女性等が安心して暮らせるよう、各種地域団体や地域住民等により、地域の中で支え合うしくみを促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で支え合うしくみを構築するため、地区民生委員会等において、生活保護や生活困窮者自立支等に関する説明会を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区民生委員会等において、生活保護や生活困窮者自立支等に関する情報交換会を年4回実施した。 	A	引き続き生活保護や生活困窮者自立支援に関する情報交換会を実施する。	A
		21	ひとり親家庭の自立支援	46	母子家庭・父子家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭の親子が安心して生活できるよう、生活支援、子育て支援、就業支援等を充実します。 ●相談窓口の周知を図ります。 ●母子父子自立支援員等の相談担当者等に対して、男女共同参画の視点に立った研修を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮の課題を抱える世帯等に対する自立支援について、具体的な事例を分かりやすく広報誌に連載することにより、相談窓口の周知を徹底し、生活支援等の拡充を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮の課題を抱える世帯等に対する自立支援について、具体的な事例を分かりやすく広報誌(おしえて!生困コーナー)に連載することにより、相談窓口の周知を徹底し、生活支援等の拡充を図った。 	A	引き続き、相談窓口の周知を徹底し、生活支援等の拡充を図る。	A

【大和高田市男女共同参画計画(第3次)実施状況報告書】

福祉部 こども家庭課1

記入者(三宅 雄剛)

基本目標	基本課題	No	基本施策	No	具体的な施策	具体的な施策の内容	令和4年度 実施内容	成果・課題	評価	今後の方向性	実施区分
I 男女平等・男女共同参画意識がすみずみまで浸透したまち	2 男女平等、男女共同参画に関する教育・学習の充実	5	【重点施策】一人ひとりの自立・職業意識を育む教育・学習の推進	7	子どものエンパワーメント支援	<ul style="list-style-type: none"> ●性別にとらわれず個人の能力、個性を大事にする進路指導を進めます。 ●女性が経済的に自立していくことの重要性を踏まえ、社会教育の中で労働観、職業観を養えるようキャリア教育を推進します。 ●子どもや若者が「生きる力」を育むことができるように、ボランティア活動・体験活動の充実を図ります。 ●子どもたちが「自分のことは自分が守る」というスキルを育むための学習機会を提供します。 ●保護者に向けての男女平等・男女共同参画を学ぶための情報や学習機会の提供を充実します。 ●子どもの関わる地域活動団体や市民活動団体等に対して、男女平等・男女共同参画を学ぶための情報や学習機会の提供を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援施設(児童館・親と子のすこやか広場等)で親子教室を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●親子での体験により多くの興味を広げ、親は子どもの成長に気づき、子どもは自信へとつながった。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●いろいろな体験を通して、親子ともに認め合うことで自信を持てるよう事業を継続する。 	A
II 男女がともにあらゆる分野に参画できるまち	4 男女がいきいき働けるための環境整備(「女性活躍推進計画」に位置づける)	11	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	14	安心して働き続けるための支援策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●働く女性のための就労相談事業を実施します。 ●「大和高田市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」並びに「大和高田市子ども・子育て支援事業計画」「大和高田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づいて、仕事と子育てや介護の両立ができる環境の整備を進めます。 ●大和高田市子育てサポートクラブや民間支援団体との協働を進め、子育て支援を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てサポートクラブへの委託や民間支援団体等への補助により、子育て支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●サポートクラブでの習い事の送迎や託児等により、子育て世帯への支援となった。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●サポートクラブおよび民間支援団体等との協働による子育て支援を継続する。 	A
	5 男女がともに担うまちづくりの推進	14	【重点施策】男性の家庭生活や地域活動への参画の促進	21	男性の家庭生活や地域活動への参画を進めるための学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ●男性が介護や料理等を学習する機会を提供します。 ●男性が子育てに関する学習をする機会を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●父親の育児講座の実施及び民間支援団体への補助により父親の育児講座が開催された。 	<ul style="list-style-type: none"> ●父親の育児支援イベントが開催されることにより、男性の育児参加の推進となった。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●父親の家庭教育参加を促す機会を提供する。 	A
III 健康と安心が守られるまち	7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	17	女性や子どもに対する暴力の予防と根絶	25	女性や子どもに対する暴力・虐待を許さない認識の浸透	<ul style="list-style-type: none"> ●暴力防止、暴力根絶のための啓発活動を充実します。 ●女性に対する暴力根絶のための学習機会を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童虐待防止推進月間に本庁舎内において、虐待防止の啓発活動を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●啓発活動を実施することで増加する児童虐待についての周知を高め、認識を深めた。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待防止の啓発活動を継続する。 	A

福祉部 こども家庭課2

Ⅲ 健康と 安心が守 られるまち	7 女性に対 するあらゆる 暴力の根絶	19	【重点施策】 DVの防止 及びDV被 害者自立に 向けた支援 （「DV 防止 基本計画」 に位置づけ る）	34	<p>被害者の安全な保護(被害者の子どもも安全も含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関係機関・庁内各課が共通認識がもてるよう、DV対応マニュアルを作成します。 ●緊急に被害者の保護が必要となった場合、警察や奈良県配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携しながら、被害者及び同行家族の安全確保を図ります。 ●夜間の対応に関しては、警察や奈良県配偶者暴力相談支援センターとの連携を強化します。 	●関係機関等と緊密な連携を図った。	●事案発生時において、関係機関等と適切に連携できた。	A	●被害者の安全確保のため、関係機関等と連携を図る。	A
				35	<p>被害者の自立を支える効果的な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被害者情報保護のための住民基本台帳の閲覧制限について職員間の認識の共有化を図り、被害者保護を徹底します。 ●奈良県配偶者暴力相談支援センター等の関係機関及び関係課と連携し、DV 被害者への長期的な支援として、生活の自立、心のケア等について様々な助言及び支援を行います。 ●ハローワーク等と連携し、就労支援を行います。 ●地域で生活しているDV 被害者の相談を実施し、継続的なフォローを行います。 	●関係機関等と情報共有し、連携を図った。	●関係機関等と適切に連携できた。	A	●自立支援につながるよう、関係機関等と連携を図る。	A
				36	<p>子どもに対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●DV が要因の児童虐待もあることから、健診や育児相談、保育所・幼稚園・学校現場等、様々な機会を通してDV の発見に努めます。 ●DV が子どもにも悪影響を及ぼすことから、家庭児童相談室等関係機関と連携し、被害者の子どもに対する精神的ケア等の支援を推進します。 ●DV から子どもを守るために家庭児童相談室や関係機関、保育所・幼稚園・学校現場等と連携し、被害者の子どもの身の安全を図ります。 	●DVから子どもを守るため、関係機関等と連携を図った。	●緊急性に応じた連絡会議を実施し、適切な支援を行った。	A	●子どもの安全確保のため、関係機関等と連携を図る。	A
				38	<p>シニア女性、障がいのある女性、在住外国人女性等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者や障がい者、在住外国人のDV 被害者に対して、関係課及び関係機関との連携を図り、相談体制の充実や安全な場の確保を図ります。 ●外国語によるDV 相談情報の提供をします。 	●関係機関等と緊密な連携を図った。	●関係機関等と適切に連携できた。	A	●被害者の安全確保のため、関係機関等と連携を図る。	A
				39	<p>関係機関との連携による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「大和高田市虐待防止ネットワーク」の関係課及び関係機関との連携を強化します。 	●大和高田市虐待防止ネットワークの事務局として会議を開催した。 ・代表者会議 ・実務者会議 ・個別ケース検討会議	●実務者会議及び個別ケース検討会議において構成機関と適切に連携を図れた。また、代表者会議の開催により、支援体制の確認ができた。	A	●「大和高田市虐待防止ネットワーク」関係課及び関係機関との連携を強化に努める。	A

福祉部 こども家庭課3

基本目標	基本課題	No	基本施策	No	具体的な施策	具体的な施策の内容	令和4年度 実施内容	成果・課題	評価	今後の方向性	実施区分
Ⅲ 健康と安心が守られるまち	8 困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる社会づくり	20	困難を抱えた女性のための支援	41	相談窓口の情報提供や相談機関との連携による支援	<ul style="list-style-type: none"> ●生活の困難等に直面する女性やその子どもに届くよう、身近な相談窓口や民間活動団体の取組等の情報提供を行います。 ●課題解決のためのサービス事業の提供を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な相談内容に対応し、関係課等と連携を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●相談内容を把握し、関係課や関係機関との連携により支援へと繋がった。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●課題解決に繋がるよう関係課等との連携を図る。 	A
				42	地域での助け合いの促進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で暮らすひとり親家庭の親子や高齢者、障がい者、在住外国人、同和地域の女性等が安心して暮らせるよう、各種地域団体や地域住民等により、地域の中で支え合うしくみを促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●こども食堂への補助により、地域の支え合いを促進した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●こども食堂の活動により、地域での支え合いの一助となった。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の支え合いのしくみを促進できるよう、補助を継続する。 	A
		21	ひとり親家庭の自立支援	46	母子家庭・父子家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭の親子が安心して生活できるよう、生活支援、子育て支援、就業支援等を充実します。 ●相談窓口の周知を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●相談窓口の周知を図り、ひとり親への丁寧な相談や情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ハローワークとの合同での就労支援や能力開発のための給付金の支給により支援を行った。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●自立に向かえるよう、適切な相談・支援を行う。 	A

【大和高田市男女共同参画計画(第3次)実施状況報告書】

福祉部 保育・幼稚園課1

記入者(林 美和子)

基本目標	基本課題	No	基本施策	No	具体的な施策	具体的な施策の内容	令和4年度 実施内容	成果・課題	評価	今後の方向性	実施区分
I 男女平等・男女共同参画意識がすみずみまで浸透したまち	2 男女平等、男女共同参画に関する教育・学習の充実	4	保育所・幼稚園・学校における男女共生教育の充実	6	保育所・こども園・幼稚園・学校における男女共生教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共生教育を充実します。 ●各保育所、園、学校での年度ごとの男女共生保育・教育に関する取組状況の把握をします。 ●保育士、教職員の男女共生保育・教育の実践につながる研修を実施します。 ●学習指導要領に基づき、子どもの発達の段階を踏まえた適切な性に関する教育を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●毎月の人権を確かめ合う集いで一人一人が大切な存在であることが意識できるようにテーマを設定し、2学期後半より、乳幼児が身近な環境に興味や関心を持つことを大切に、自らよりよい生活を作っていこうとする意識を育む為の、SDGs(持続可能な開発目標)の17項目について取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ●人権を確かめ合う集いで活動をを通して、自尊感情や自己肯定感を高められるように取り組んだ。男女共同意識を子ども達に認識させることができた。 ●子ども達は多様な個性と共に生きるための共生マインドの時代を担っているので保育者自身がESD(持続可能な教育)を自分の事として学び、子どもと共に取り組みができることを考え実践していく事が求められている。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●コロナ禍故に、オンライン研修リモートなどを利用したことで個人の研修機会を増やすことができたので、より一層職員が適切な人権感覚を身につける事ができるように実践していき、共生・相互尊重・共創という持続可能な社会の創り手が求められている今、子ども達に人と関わる力を育てていく為の各園所の取り組みを家庭や地域に発信し持続可能な社会の実現に向けて大事な役割を担っていく 	A
						5	【重点施策】一人ひとりの自立・職業意識を育む教育・学習の推進	7	子どものエンパワーメント支援	<ul style="list-style-type: none"> ●性別にとらわれず個人の能力、個性を大事にする進路指導を進めます。 ●女性が経済的に自立していくことの重要性を踏まえ、社会教育の中で労働観、職業観を養えるようキャリア教育を推進します。 ●子どもや若者が「生きる力」を育むことができるように、ボランティア活動・体験活動の充実を図ります。 ●子どもたちが「自分のことは自分が守る」というスキルを育むための学習機会を提供します。 ●保護者に向けての男女平等・男女共同参画を学ぶための情報や学習機会の提供を充実します。 ●子どもの関わる地域活動団体や市民活動団体等に対して、男女平等・男女共同参画を学ぶための情報や学習機会の提供を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の保育の中で、褒める・認める活動を多く取り入れ、自尊感情や自己肯定感を育てるための保育を心がけ、生きる力のはぐみに取り組んだ。 ●コロナウィルス感染予防の為、異年齢の子どもとの関わりは少なかったが、異年齢の子ども同士場の共有は難しくてもビデオやデジタルフォトフレームなどに撮り、様々な活動の中で異年齢の子ども達のが意識できるように工夫した。 ●保護者に男女共同参画を学ぶための情報などを掲示した。

福祉部 保育・幼稚園課2

基本目標	基本課題	No	基本施策	No	具体的な施策	具体的な施策の内容	令和4年度 実施内容	成果・課題	評価	今後の方向性	実施区分
Ⅱ 男女がともにあらゆる分野に参画できるまち	4 男女がいきいき働けるための環境整備 (「女性活躍推進計画」に位置づける)	11	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)の推進	14	安心して働き続けるための支援策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●働く女性のための就労相談事業を実施します。 ●「大和高田市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」並びに「大和高田市子ども・子育て支援事業計画」「大和高田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づいて、仕事と子育てや介護の両立ができる環境の整備を進めます。 ●大和高田市子育てサポートクラブや民間支援団体との協働を進め、子育て支援を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者と信頼関係を築き、安心して子どもを預け、仕事ができるように取り組む。 ●コロナ禍での保護者の就労保障ができるように保育所として、可能な限り支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者の悩みや相談に応じたり、関係機関に繋ぐ取り組みを強化した。 ●多様化する価値観の中で子育てをする保護者に対し、子育ての魅力や遊びの中で育つこどもの姿を積極的に発信していく必要があると感じている。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●社会状況や様々な家庭背景に、子育て世帯が孤立したり、保護者が育児不安を抱えて不適切な養育をしてしまうことの無いように保護者に寄り添いながら組織的に対応して継続的に支援することや関係機関との連携を強化していきたい。 ●家庭と応答性のある連携の在り方がこどもの成長の喜びを共有する事に繋がっていくと考えます。 	A
	5 男女がともに担うまちづくりの推進	14	【重点施策】 男性の家庭生活や地域活動への参画の促進	21	男性の家庭生活や地域活動への参画を進めるための学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ●男性が介護や料理等を学習する機会を提供します。 ●男性が子育てに関する学習をする機会を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの送迎時に父親に子どもの保育所での様子を知らせたり、父親の家庭での子育ての様子を聞いたりして、子育てへの参加を促すようにしていった。 	<ul style="list-style-type: none"> ●父親の子育てへの参加は家庭により差が大きく、父親と話す機会が多い家庭では、子育てへの関心が高まったと感じる ●父親の幼児教育へのより深い理解から育児への価値観が変わった事で母親の育児負担の軽減につながった。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●より多くの父親の参加を呼びかけたり、育児に必要な情報を提供したりして、継続した支援に取り組む。 	B
Ⅲ 健康と安心が守られるまち	7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	19	【重点施策】 DVの防止及びDV被害者自立に向けた支援 (「DV防止基本計画」に位置づける)	36	子どもに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ●DVが要因の児童虐待もあることから、健診や育児相談、保育所・幼稚園・学校現場等、様々な機会を通してDVの発見に努めます。 ●DVが子どもにも悪影響を及ぼすことから、家庭児童相談室等関係機関と連携し、被害者の子どもに対する精神的ケア等の支援を推進します。 ●DVから子どもを守るために家庭児童相談室や関係機関、保育所・幼稚園・学校現場等と連携し、被害者の子どもの身の安全を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●面前DVも心理的に虐待になることを保護者に認識させるとともに早期発見に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●各専門機関と情報を共有し、連携を強化することで、子どもへの面前DV、夫婦間DVなどの早期発見が出来るように努めてきた。また、保護者が育児不安を抱えて孤立したり、不適切な養育にならないように、保護者の思いに寄り添いながら、子育てを支えてきた。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者の不安やしんどさに寄り添いながら、子どもを守って行けるよう細心の注意を払いながら関係機関との連携を図る 	A

福祉部 保育・幼稚園課3

<p>Ⅲ 健康と安心が守られるまち</p>	<p>7 女性に対するあらゆる暴力の根絶</p>	<p>19</p>	<p>【重点施策】DVの防止及びDV被害者自立に向けた支援（「DV防止基本計画」に位置づける）</p>	<p>39</p> <p>関係機関との連携による支援</p>	<p>●「大和高田市虐待防止ネットワーク」の関係課及び関係機関との連携を強化します。</p>	<p>●子どもの心身の健康状態に留意し怪我などがある場合には、記録し関係機関に報告・通報をし、適切な対応・対処を行なった。 ●ネグレクトの場合には、保護者に働きかけ、しんどさに寄り添い、具体的な方法などを協議した。 必要に応じ関係機関と連携を取り合った。</p>	<p>●関係機関との連携を強化し報告・連絡相談を早急に進めるようにした。今後も家庭の経過観察については引き続き見守ると共に保護者支援も強化していく。</p>	<p>A</p> <p>●継続して他機関との連携を図り地域の子育て幅広い支援につなげ、地域のセーフティネットとしての役割を果たせるように務めていく。</p>	<p>A</p>
	<p>8 困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる社会づくり</p>	<p>20</p>	<p>困難を抱えた女性のための支援</p>	<p>45</p> <p>国際理解・多文化共生</p>	<p>●在住外国人の女性やその子どもたちに対して支援を行います。 ●ホームページ「やさしいにほんご」の充実を図ります。</p>	<p>●在住外国人の保護者とのコミュニケーションがとれるように、アプリなどの活用をしてことばの理解に努めたり、また送迎時に国の文化などを話題にししたりして、交流を持つように行った。 ●在住外国人の保護者に郷土料理のクッキングしてもらったり、衣装を見せてもらったり、数字の数え歌や伝統遊びを教えもらったり、多様な文化の違いを知り、多文化共生に取り組んだ。</p>	<p>●言葉が通じにくく、意思疎通が難しい場合に備え、通訳が出来る人材が、市に一人いればと思われる。 ●子ども達に遊びの中から、園内の在住外国人の子ども達に関心を持ったり、他国の食材や言葉や遊びに興味をもつようになった。</p>	<p>A</p> <p>●保育者一人一人が外国にルーツを持つ子ども達のアイデンティティを保障する上で大切な多様な価値観を身につけて学びに繋げ、異文化理解と多様な人々との協働に努めていく。 ●子どもにとって共生社会の土台を育み豊かな学びをもたらす多様性との出会いを積極的に実践していく。</p>	<p>A</p>

【大和高田市男女共同参画計画(第3次)実施状況報告書】

保健部 健康増進課1

記入者(片岡慶昭)

基本目標	基本課題	No	基本施策	No	具体的な施策	具体的な施策の内容	令和4年度 実施内容	成果・課題	評価	今後の方向性	実施区分
Ⅱ 男女がともにあらゆる分野に参画できるまち	5 男女がともに担うまちづくりの推進	14	【重点施策】男性の家庭生活や地域活動への参画の促進	21	男性の家庭生活や地域活動への参画を進めるための学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ●男性が介護や料理等を学習する機会を提供します。 ●男性が子育てに関する学習をする機会を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生まれてくる赤ちゃんを取り巻く妊婦・父親・家族を対象にウェルカムベビー教室の実施 ○食生活改善推進協議会による男性料理教室の実施(新型コロナウイルス感染症予防のため中止) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ウェルカムベビー教室の父親・家族の参加率 令和3年度 60.0% 令和4年度 68.2% ○男性料理教室 中止 	B	○男性が家庭生活や子育てに関する学習をする機会を提供	A
Ⅲ 健康と安心が守られるまち	6 男女の生涯を通じた健康づくり	15	男女の性差に基づくライフステージに対応した健康保持・増進	22	生涯を通じた男女の健康保持・増進の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●「第2 次元気はつつ大和高田21」に基づき、男女が人生の各段階でその健康状態に応じて適切に自己管理できるよう、健康づくりの場を充実します。 ●乳がん検診、子宮がん検診の受診者数を増やします。 ●関係課との連携による発達段階に応じた思春期における心身や性の悩み等、不安解消のための相談体制の充実を図ります。 ●自殺予防のために相談機関の活用の働きかけや「こころの講座」の開催等の取組を充実します。 ●男性相談の実施に努めます。 ●妊婦・子どもをたばこの受動喫煙から守るために喫煙による健康被害についての正しい知識と普及に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○婦人科検診の受診勧奨 ○図書館と連携し、こころの健康に関する啓発活動 ○関係機関が集まり、たばこワーキング会議を開催 ○初めの1本を吸わせない継続した教育として、小学6年生の児童を対象に健康教育を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○3歳6か月健診時、保護者に婦人科検診の受診勧奨パンフレットを配布、広報誌・HPでの広報、乳がん検診は40歳・子宮頸がん検診は20歳の方への無料クーポンの送付 ○図書館において、自殺対策強化月間(3月1日～3月31日)に、こころの健康に関する特設コーナーを設置、タペストリーの展示やリーフレットの設置、心の健康に関する図書の配置 ○たばこワーキング 令和5年2月13日開催 ○たばこの健康教育の実施数 令和3年度 1校 令和4年度 3校 	B	○引き続き、男女の健康増進の支援、健康づくりの推進を行うと共に、婦人科検診の受診勧奨の対象を拡大し、市内の全小学校にたばこの健康教育を実施できるように努める	B

保健部 健康増進課2

Ⅲ 健康と安心が守られるまち	6 男女の生涯を通じた健康づくり	15	男女の性差に基づくライフステージに対応した健康保持・増進	23	妊娠・出産時における健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ●早期の妊娠届出の働きかけや妊婦健診等の保健サービスの推進により、妊娠・出産期の健康管理の充実を図ります。 ●妊娠中及び出産後の女性労働者に対して、「母性健康管理指導事項連絡カード」の活用を働きかけます。 ●健診等における託児サービスの充実を図り、健診に参加しやすい環境をつくります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠・出産・育児と切れ目なく支援できるよう、助産師・保健師による妊産婦へのきめ細やかな相談の実施 ○妊婦健診の費用助成、多胎妊娠時の妊婦健診の追加助成 ○「母性健康管理指導事項連絡カード」活用の周知啓発 ○健診等における子育てサポーターによる託児の実施 ○伴走型相談支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談件数 母子健康手帳交付 382人 妊婦訪問 263人 新生児訪問 136人 乳幼児訪問 323人 妊産婦健康相談 566人 予防接種手帳交付 424人 子育てホットライン 196人 ○費用助成の人数 妊婦健診 575人 多胎妊娠 3人 ○妊産婦の状況を確認し、切れ目ない支援として、R5.12月から妊娠届出時、妊娠8か月(希望者)、産後に、妊産婦と面談を行う伴走型相談支援を実施 	A	○引き続き、妊娠・出産時における健康支援を実施	A
		リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を取り入れた心身の健康相談の充実	16	心身の健康に関する情報提供・相談の充実	24	<ul style="list-style-type: none"> ●若年層に向けたリプロダクティブ・ヘルス/ライツに立った健康に関する情報提供を充実します。 ●妊娠や出産、様々な健康をおびやかす問題等について、自分が決定できるという権利を保障し、安心して相談できるよう、健康相談や電話相談を充実します。 ●フェミニストカウンセラーによる女性相談の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康・子育てホットラインによる相談の実施 ○相談場面において、意思を尊重した自己決定を促すような情報提供と支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○電話や来所による健康・子育ての相談 ○奈良県、奈良県産婦人科医学会等関係機関の相談窓口についての情報提供 	B	○関係機関と連携した相談体制の充実を図る	A

基本目標	基本課題	No	基本施策	No	具体的な施策	具体的な施策の内容	令和4年度 実施内容	成果・課題	評価	今後の方向性	実施区分				
Ⅲ 健康と安心が守られるまち	7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	19	【重点施策】DVの防止及びDV被害者自立に向けた支援（「DV防止基本計画」に位置づける）	35	被害者の自立を支える効果的な支援	<ul style="list-style-type: none"> ●被害者情報保護のための住民基本台帳の閲覧制限について職員間の認識の共有化を図り、被害者保護を徹底します。 ●奈良県配偶者暴力相談支援センター等の関係機関及び関係課と連携し、DV被害者への中長期的な支援として、生活の自立、心のケア等について様々な助言及び支援を行います。 ●母子父子自立支援員やハローワーク等と連携し、就労支援を行います。 ●地域で生活しているDV被害者の相談を実施し、継続的なフォローを行います。 	○子育て中のDV被害者に対する母子保健事業を通じた相談支援	○来所、訪問による相談支援の実施及び関係機関と連携 ○R4.12月～伴走型相談支援を実施し、妊娠中から産後にかけて、切れ目なくより丁寧な相談体制を整備	A	○母子の保健事業を通じた相談体制と関係機関との連携による継続支援	A				
				36	子どもに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ●DVが要因の児童虐待もあることから、健診や育児相談、保育所・幼稚園・学校現場等、様々な機会を通してDVの発見に努めます。 ●DVが子どもにも悪影響を及ぼすことから、家庭児童相談室等関係機関と連携し、被害者の子どもに対する精神的ケア等の支援を推進します。 ●DVから子どもを守るために家庭児童相談室や関係機関、保育所・幼稚園・学校現場等と連携し、被害者の子どもの身の安全を図ります。 	○母子保健事業の機会を通じてDVの発見に努め、担当課への連絡とともに関係機関と連携し、母子の相談支援の実施								
				38	シニア女性、障がいのある女性、在住外国人女性等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者や障がい者、在住外国人のDV被害者に対して、関係課及び関係機関との連携を図り、相談体制の充実や安全な場の確保を図ります。 ●外国語によるDV相談情報の提供をします。 	○必要時、10か国語（ベトナム語、ネパール語、スペイン語、タガログ語・タイ語・インドネシア語・英語・中国語・ハングル語・ポルトガル語）日本語併記の母子健康手帳交付と相談支援								
				39	関係機関との連携による支援	●「大和高田市虐待防止ネットワーク」の関係課及び関係機関との連携を強化します。	○大和高田市虐待防止ネットワークで関係機関との連携を密にし、必要な支援について検討					○DV支援を行っている女性相談につながりも多いが、相談内容については共有が難しく、支援に反映できないこともある	B	○関係課及び関係機関との連携を強化に努める	B
				41	相談窓口の情報提供や相談機関との連携による支援	<ul style="list-style-type: none"> ●生活の困難等に直面する女性やその子どもに届くよう、身近な相談窓口や民間活動団体の取組等の情報提供を行います。 ●課題解決のためのサービス事業の提供を行います。 	○相談窓口の情報を提供するとともに、関係機関と連携した支援					○相談内容に応じた適切な相談窓口の情報提供	A	○相談内容に応じた適切な相談窓口の情報提供	A
	8 困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる社会づくり	20	困難を抱えた女性のための支援												

【大和高田市男女共同参画計画(第3次)実施状況報告書】

保健部 地域包括ケア推進課1

記入者(山本 歩未)

基本目標	基本課題	No	基本施策	No	具体的な施策	具体的な施策の内容	令和4年度 実施内容	成果・課題	評価	今後の方向性	実施区分
Ⅱ 男女がともにあらゆる分野に参画できるまち	4 男女がいきいき働けるための環境整備(「女性活躍推進計画」に位置づける)	11	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	14	安心して働き続けるための支援策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●働く女性のための就労相談事業を実施します。 ●「大和高田市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」並びに「大和高田市子ども・子育て支援事業計画」「大和高田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づいて、仕事と子育てや介護の両立ができる環境の整備を進めます。 ●大和高田市子育てサポートクラブや民間支援団体との協働を進め、子育て支援を充実します。 	介護と仕事の両立ができるよう、介護保険の利用につなげたり、介護についての不安や悩みに応える相談窓口の充実、介護者同士の交流会を実施した。介護保険課と連携しながら、介護保険制度の周知、啓発を行っている。	介護と仕事の両立ができるよう、在宅サービスや施設入所など必要なサービスの利用につなげたり、介護保険制度の説明を行った。家族介護者交流会においては6名の参加があったが、仕事をされている介護者の参加はなかった。	B	介護と仕事の両立ができるよう介護者の不安や悩みに応える相談機能の充実、介護保険制度をはじめとした制度の周知・啓発を行っていきたい。家族介護者交流会についても広く周知していきたい。	B
Ⅲ 健康と安心が守られるまち	7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	19	【重点施策】DVの防止及びDV被害者自立に向けた支援(「DV防止基本計画」に位置づける)	38	シニア女性、障がいのある女性、在住外国人女性等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者や障がい者、在住外国人のDV被害者に対して、関係課及び関係機関との連携を図り、相談体制の充実や安全な場の確保を図ります。 ●外国語によるDV相談情報の提供をします。 	総合相談において、DVや虐待の相談を受けており、関係機関との連携を図っている。虐待者との分離が必要な場合には、高齢者短期宿泊事業により養護老人ホーム等への保護を行っている。	DVケースや虐待の相談が20件あり、うち11件(女性が10件)を虐待認定した。虐待による分離が必要なケースは、養護老人ホーム等による保護を行った。	A	DVや虐待の未然防止、早期発見、早期対応ができるよう、相談窓口の周知・啓発に力を入れ、関係機関との連携を図りたい。	A
				39	関係機関との連携による支援	<ul style="list-style-type: none"> ●「大和高田市虐待防止ネットワーク」の関係課及び関係機関との連携を強化します。 	大和高田市虐待防止ネットワーク会議に出席し、必要に応じて保護課、社会福祉課、子ども家庭課等の関係課や警察、保健所、医療機関等の関係機関と連携している。	DVや虐待対応については、関係課や関係機関との連携を図り、対応することができた。	A	引き続き、警察をはじめとした関係機関や関係課との連携を強化し、DVや虐待の未然防止、早期発見に努めたい。	A
	8 困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる社会づくり	20	困難を抱えた女性のための支援	41	相談窓口の情報提供や相談機関との連携による支援	<ul style="list-style-type: none"> ●生活の困難等に直面する女性やその子どもに届くよう、身近な相談窓口や民間活動団体の取組等の情報提供を行います。 ●課題解決のためのサービス事業の提供を行います。 	総合相談を通じ、生活・介護・医療に関する相談を受けており、制度やサービスに結び付くようマネジメントしている。	総合相談件数が9,022件。生活困窮や高齢者と同居する家族も様々な問題を抱えている複合的なケースも増えており、対応する職員の対応力が求められている。	B	適切なマネジメントができるよう、相談に対応する職員の人材育成に力を入れ、対応力の向上を図りたい。	B

保健部 地域包括ケア推進課2

基本目標	基本課題	No	基本施策	No	具体的な施策	具体的な施策の内容	令和4年度 実施内容	成果・課題	評価	今後の方向性	実施区分
Ⅲ 健康と安心が守られるまち	8 困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる社会づくり	20	困難を抱えた女性のための支援	42	地域での助け合いの促進	●地域で暮らすひとり親家庭の親子や高齢者、障がい者、在住外国人、同和地域の女性等が安心して暮らせるよう、各種地域団体や地域住民等により、地域の中で支え合うしくみを促進します。	生活支援体制整備事業の一環として、生活介護支援サポーターの養成や生活支援コーディネーターを配置し、住民ニーズとのマッチングを行っている。	生活介護支援サポーター養成講座を開催し、18名の養成を行った。 生活支援コーディネーターによるマッチングは、54件だった。	B	今後養成したサポーターが地域で活動できるよう各生活圏域に配置しているコーディネーターと連携しながら、地域の助け合いや支え合いのしくみを整備していきたい。	B
				43	男女共同参画の視点に立った介護保険事業、地域支援事業の推進	●男女共同参画の視点に立つて「大和高田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を推進します。	第8期介護保険事業計画に基づき、住み慣れた地域の中で尊厳を保ち、その人らしい生活を送ることができるよう、施策展開している。	男女共同参画の視点に立つて、高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づき、事業を実施した。	B	男女共同参画の視点に立ち、地域の中で尊厳を保ち、住み慣れた地域でその人らしい生活ができよう、施策展開を行っていきたい。	B

【大和高田市男女共同参画計画(第3次)実施状況報告書】

環境建設部 都市計画課

記入者(藤 田 祥 司)

基本目標	基本課題	No	基本施策	No	具体的な施策	具体的な施策の内容	令和4年度 実施内容	成果・課題	評価	今後の方向性	実施区分
Ⅲ 健康と安心が守られるまち	7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	17	女性や子どもに対する暴力の予防と根絶	28	子ども・女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり	●犯罪防止の視点に立った公園等の整備等、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進します。	大和高田市で管理している公園の公園灯を順次LED化していく。	総合公園外灯17台	A	大和高田市で管理している公園の公園灯を順次LED化していく。	A

【大和高田市男女共同参画計画(第3次)実施状況報告書】

教育委員会 学校教育課1

記入者(木岡 政人)

基本目標	基本課題	No	基本施策	No	具体的な施策	具体的な施策の内容	令和4年度 実施内容	成果・課題	評価	今後の方向性	実施区分
I 男女平等・男女共同参画意識がすみずみまで浸透したまち	2 男女平等、男女共同参画に関する教育・学習の充実	4	保育所・幼稚園・学校における男女共生教育の充実	6	保育所・子ども園・幼稚園・学校における男女共生教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共生教育を充実します。 ●各保育所、園、学校での年度ごとの男女共生保育・教育に関する取組状況の把握をします。 ●保育士、教職員の男女共生保育・教育の実践につながる研修を実施します。 ●学習指導要領に基づき、子どもの発達の段階を踏まえた適切な性に関する教育を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女混合名簿、男女混合の活動等、固定的な価値観を植え付けない環境整備 ・総合的な学習、特別活動、家庭科における性別にとらわれない自己実現をめざす指導の工夫 ・保育教材として絵本の活用 ・性教育、命の教育の実施(妊婦や助産師等の招聘) ・随時の相談体制、カウンセリング体制の整備 ・一部の学校で性別で強制しない「選択できる制服」を実施 	男女共生教育の充実に向け、各校園で行われている取組の実施状況の把握及び授業・保育改善に向けた指導を行うことができた。また、セクシャルマイノリティに関する教育も広がっている。今後、それぞれの取組の成果と課題を明確にし、発達段階に応じた教育や職員研修の更なる充実に繋げている。	A	男女の区別という固定観念を植え付けない、性の多様性を受け入れることができる教育・保育活動の実施推進や相談体制充実も含めて改善を図りながら取組を継続し、男女共生教育の推進を図る。	A
						5	【重点施策】一人ひとりの自立・職業意識を育む教育・学習の推進	7	子どものエンパワーメント支援	<ul style="list-style-type: none"> ●性別にとらわれず個人の能力、個性を大事にする進路指導を進めます。 ●女性が経済的に自立していくことの重要性を踏まえ、社会教育の中で労働観、職業観を養えるようキャリア教育を推進します。 ●子どもや若者が「生きる力」を育むことができるように、ボランティア活動・体験活動の充実を図ります。 ●子どもたちが「自分のことは自分が守る」というスキルを育むための学習機会を提供します。 ●保護者に向けての男女平等・男女共同参画を学ぶための情報や学習機会の提供を充実します。 ●子どもの関わる地域活動団体や市民活動団体等に対して、男女平等・男女共同参画を学ぶための情報や学習機会の提供を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「キャリアパスポート」を活用した様々なキャリア教育の蓄積 ・清掃活動など、様々な当番活動、ボランティア活動の充実 ・あいさつ運動等、規範意識を醸成する活動の充実 ・施設見学や講師招聘による職業体験学習 ・「元気なならっ子約束運動」等を通じた学習機会の提供や啓発 ・休日参観やフリー参観を実施し、参加しやすい環境づくり
II 男女がともにあらゆる分野に参画できるまち	3 政策・方針決定の場への女性の参画推進	7	【重点施策】市役所における「女性管理職30%以上」に向けた加速化	9	女性職員・教職員の活躍の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「大和高田市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」並びに「大和高田市人材育成基本方針」に基づき、「女性職員の管理職登用」「指導的地位への女性職員の人材育成」を進めます。 ●女性教職員の管理職への登用を働きかけます。 ●女性管理職のネットワークを充実します。 	女性管理職の内訳 ☆校長(女性比率18%) 小学校8校中2校 中学校3校中0校 ☆教頭(女性比率0%) 小学校8校中0校 中学校3校中0校 ☆園長(女性比率100%) 幼稚園6園中6園	小中学校における女性管理職の登用を引き続き促進することが必要である。管理職の勤務状況の改善を図りつつ、管理職候補者への呼びかけを進めていく。	B	指導的地位に対する女性教員の意識向上を図るとともに、管理職業務の見直しを進める。	A

教育委員会 学校教育課2

II 男女がともにあらゆる分野に参画できるまち	5 男女がともに担うまちづくりの推進	14	【重点施策】 男性の家庭生活や地域活動への参画の促進	21	男性の家庭生活や地域活動への参画を進めるための学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ●男性が介護や料理等を学習する機会を提供します。 ●男性が子育てに関する学習をする機会を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て相談の実施 ・父親の行事参加を促す休日参観の実施 	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として参観や講演会等、集合型のイベントの実施が一部制限されたが、できる範囲での実施を模索した。</p>	B	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が緩和してきている中で、男性の家庭生活や地域活動への参画を進めるための啓発等をどのように作り出していくか引き続き検討して実施していく必要がある。</p>	B
III 健康と安心が守られるまち	6 男女の生涯を通じた健康づくり	15	男女の性差に基づくライフステージに対応した健康保持・増進	22	生涯を通じた男女の健康保持・増進の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●「第2次元気はつらつ大和高田21」に基づき、男女が人生の各段階でその健康状態に応じて適切に自己管理できるよう、健康づくりの場を充実します。 ●乳がん検診、子宮がん検診の受診者数を増やします。 ●関係課との連携による発達段階に応じた思春期における心身や性の悩み等、不安解消のための相談体制の充実を図ります。 ●自殺予防のために相談機関の活用の働きかけや「こころの講座」の開催等の取組を充実します。 ●男性相談の実施に努めます。 ●妊婦・子どもをたばこの受動喫煙から守るために喫煙による健康被害についての正しい知識と普及に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制、カウンセリング体制の整備 ・教育支援課、保健センター等との連携 ・保健体育科の授業での「たばこの害」「健康と喫煙」等の学習 ・校医等、外部講師による「たばこの害」に関する指導 	<p>教育支援課をはじめとした関係各課及び関係各機関との連携を図ることにより、相談体制の充実を図ることができた。</p>	B	<p>関係各課・各機関との連携及び外部講師の招聘等を継続し、幼児児童生徒の発達段階に応じた対応ができる体制をさらに充実させる。</p>	A
		17	女性や子どもに対する暴力の予防と根絶	27	女性や子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●女性や子どもを性的ないし、暴力行為の対象としてとらえた性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、女性や子どもに対する人権侵害となるものもあるという観点から啓発を行います。 ●ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等、インターネット上のコミュニケーションツールを利用した交際相手からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引等、暴力が一層多様化していることから、性犯罪に巻き込まれない力を養う(メディア・リテラシー)等、情報や学習機会を提供します。 ●新たな形の暴力に対して的確に対応していきます。 ●性暴力被害者への支援を行っている支援団体等の情報提供を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの観察や家庭訪問、地域からの連絡等でDVの早期発見 ・疑わしい事例について、関係機関との綿密な情報交換による連携 ・子ども家庭相談所や青少年センター、保健センター等の専門機関との連携 ・防犯教室の実施 ・SNS等のコミュニケーションツールに関わる出前授業の実施 ・DVD視聴等を通じた学習 ・情報機器に関するアンケートの実施 ・情報モラル教育を進めるための職員研修の実施 ・「子ども110番の家」の趣旨と設置場所の確認を実施 ・保護者への注意喚起 ・ポスター等の掲示による啓発 	<p>各種取組の実施により、性的暴力に関わる情報や巻き込まれない力を養うための学習機会を提供できた。今後は、より深刻化するSNS等に関する犯罪被害の状況を把握しながら、実践力がより向上するよう努める。</p>	B	<p>関係各課及び関係各機関との連携を引き続き行う。また、外部講師の招聘等を引き続き行い、SNS等の利用から犯罪に巻き込まれないための学習を継続する。さらに、相談しやすい環境整備を進めていく。</p>	A

教育委員会 学校教育課3

基本目標	基本課題	No	基本施策	No	具体的な施策	具体的な施策の内容	令和4年度 実施内容	成果・課題	評価	今後の方向性	実施区分
Ⅲ 健康と安心が守られるまち	7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	18	セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進	32	学校や地域におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の充実	●学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策を充実します。 ●地域でのセクシュアル・ハラスメントを防止するために啓発活動や出前講座等学習機会の提供を充実します。	・職員会議等で綱紀の肅正の呼びかけ ・外部講師を招聘し、セクシュアル・ハラスメントを防止するための研修の実施	会議等において、綱紀の肅正を強く呼びかけることで本市教職員によるセクシュアル・ハラスメントの防止につながっている。	B	関係各課との連携、及び外部講師の招聘により、意識の向上を図っていく。 また、教職員に対するセクシュアル・ハラスメントに関する研修を行う。	A
						【重点施策】 DVの防止及びDV被害者自立に向けた支援 （「DV防止基本計画」に位置づける）	36	子どもに対する支援	●DVが要因の児童虐待もあることから、健診や育児相談、保育所・幼稚園・学校現場等、様々な機会を通してDVの発見に努めます。 ●DVが子どもにも悪影響を及ぼすことから、家庭児童相談室等関係機関と連携し、被害者の子どもに対する精神的ケア等の支援を推進します。 ●DVから子どもを守るために家庭児童相談室や関係機関、保育所・幼稚園・学校現場等と連携し、被害者の子どもの身の安全を図ります。	・保護者との会話を密にすることによる情報収集 ・常時、校内の児童支援委員会を開くことができるように組織化 ・子ども家庭相談所、青少年センター及び保健センター等の専門機関との連携 ・関係機関との相談やケース会議の実施 ・ポスター等の掲示による啓発	様々な事案の中では、情報の共有や連携がスムーズに行かない事例もあった。今後も、関係各課・各機関と、よりスピーディで、またスムーズな情報共有や連携を図っていく。
		37	デートDVに関する総合的な対策	●民間団体と連携し、若い世代のデートDVの実態の把握に努めます。 ●民間団体と連携し、デートDVに関して相談が受けられる体制づくりをし、周知します。 ●暴力をとまなわない人間関係を構築する観点から、民間活動団体と連携し、若年層や教育関係者に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図ります。	・生徒の発達段階や実態を踏まえ、教育の充実へ向けた、教職員への啓発				啓発はまだまだ限定的で、対象年代の選別とその内容が与える影響に関して懸案が依然としてあり、実態の把握に加え研修の実施についてさらなる検討が必要である。	B	男女交際の低年齢化及びSNSの利用による交友関係の広がり及び多様化する情報社会において、発達段階に応じた学習機会が依然必要と考える反面、学習の影響を十分考慮する等、取組の際は十分な検討を要する。
				39	関係機関との連携による支援		●「大和高田市虐待防止ネットワーク」の関係課及び関係機関との連携を強化します。	・子ども家庭相談所、青少年センター及び保健センター等の専門機関との連携（疑わしい事例についても、関係機関との連携を図る）	関係課や関係機関と、スピーディでスムーズな情報共有や連携に努めた。	B	今後も関係各課及び各機関との連携を密にし、早期発見・対応に努める。
		20	困難を抱えた女性のための支援				45	国際理解・多文化共生	●在住外国人の女性やその子どもたちに対して支援を行います。 ●ホームページ「やさしいにほんご」の充実を図ります。	・新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ、異文化との出会いを演出（ALT・ゲストティーチャー・掲示等） ・なかま教材、絵本等の活用 ・在籍児童、生徒のルーツに関する異文化理解 ・外国籍児童への日本語学習支援	新型コロナウイルス感染症の影響により、例年、人権施策課との共催で実施している「みんなの広場」をはじめ、集合しての出会いの機会をもつことが依然としてできず、できる範囲での出会いを提供した。 また、外国にルーツをもつ児童生徒の編入により、日本語指導支援体制を整えた。

【大和高田市男女共同参画計画(第3次)実施状況報告書】

教育委員会 生涯学習課

記入者(藤田 和美)

基本目標	基本課題	No	基本施策	No	具体的な施策	具体的な施策の内容	令和4年度 実施内容	成果・課題	評価	今後の方向性	実施区分
I 男女平等・男女共同参画意識がすみずみまで浸透した	1 男女平等・男女共同参画意識の浸透	3	男女共同参画に関する調査・研究、情報収集・提供の充実	4	男女共同参画に関する情報提供の充実	●市立図書館等と連携し、男女共同参画に関する図書、児童図書、資料、DVD等の情報提供を行います。	市民が集う公民館や図書館にポスターを掲示する。また、図書館等と連携し、男女共同参画に関する図書、資料、DVD等の情報提供を行った。	情報提供はできた。	B	これまでの実施内容は継続し、男女共同参画に関する図書を増やしていく。	A
	2 男女平等・男女共同参画に関する教育・学習の充実	5	【重点施策】一人ひとりの自立・職業意識を育む教育・学習の推進	7	子どものエンパワーメント支援	●性別にとらわれず個人の能力、個性を大事にする進路指導を進めます。 ●女性が経済的に自立していくことの重要性を踏まえ、社会教育の中で労働観、職業観を養えるようキャリア教育を推進します。 ●子どもや若者が「生きる力」を育むことができるように、ボランティア活動・体験活動の充実を図ります。 ●子どもたちが「自分のことは自分が守る」というスキルを育むための学習機会を提供します。 ●保護者に向けての男女平等・男女共同参画を学ぶための情報や学習機会の提供を充実します。 ●子どもの関わる地域活動団体や市民活動団体等に対して、男女平等・男女共同参画を学ぶための情報や学習機会の提供を充実します。	夏休みや冬休みに子ども教室を開催し、書道、ヨガ、ビーズ、宿題、お箏、陶芸、絵画教室。また、親子体験教室では、鏡づくりや勾玉づくりを実施。	様々な活動に男児女児が参加し、交流の場となっている。	B	男児女児共に参加できるような体験教室を計画していく。	A
		6	多様な選択を可能にする学習機会の提供	8	子どもからシニアまでが多様な選択を可能にする学習機会の提供	●子どもからシニアまでが、多様な生き方を選択できるように、生涯学習機会を提供すると同時に、様々な機会、媒体を通して情報提供します。 ●高齢者等の社会参加活動を促進するための生涯学習の充実を図ります。 ●男女共同参画の視点に配慮した表現について学べる機会を提供します。	中央公民館、葛城コミュニティセンター、校区公民館での高齢者学級の開催。公民館定期講座として年間11回、女性のエンパワーメントに向けた講座を開催(学習内容は、物づくり、健康講座、生きがい学習、終活等多岐にわたる)年間延べ受講者数は約90名。夏休みや冬休みに子ども教室を開催。	視聴覚講座は、学級長と共に身近な課題に応じた学習内容を試行錯誤しながら考えている。	B		A
II 男女がともにあらゆる分野に参画できるまち	5 男女がともに担うまちづくりの推進	14	【重点施策】男性の家庭生活や地域活動への参画の促進	21	男性の家庭生活や地域活動への参画を進めるための学習機会の提供	●男性が介護や料理等を学習する機会を提供します。 ●男性が子育てに関する学習をする機会を提供します。	新型コロナウイルス感染症により、教室は中止。			男性が家庭生活や地域活動に参画できる機会や場を検討していく。	B

【大和高田市男女共同参画計画(第3次)実施状況報告書】

教育委員会 教育支援課1

記入者(梶村 圭)

基本目標	基本課題	No	基本施策	No	具体的な施策	具体的な施策の内容	令和4年度 実施内容	成果・課題	評価	今後の方向性	実施区分
I 男女平等・男女共同参画意識がすみずみまで浸透したまち	2 男女平等、男女共同参画に関する教育・学習の充実	5	【重点施策】一人ひとりの自立・職業意識を育む教育・学習の推進	7	子どものエンパワーメント支援	<ul style="list-style-type: none"> ●性別にとらわれず個人の能力、個性を大事にする進路指導を進めます。 ●女性が経済的に自立していくことの重要性を踏まえ、社会教育の中で労働観、職業観を養えるようキャリア教育を推進します。 ●子どもや若者が「生きる力」を育むことができるように、ボランティア活動・体験活動の充実を図ります。 ●子どもたちが「自分のことは自分が守る」というスキルを育むための学習機会を提供します。 ●保護者に向けての男女平等・男女共同参画を学ぶための情報や学習機会の提供を充実します。 ●子どもの関わる地域活動団体や市民活動団体等に対して、男女平等・男女共同参画を学ぶための情報や学習機会の提供を充実します。 	<p>○適応指導教室にて不登校児童生徒や学校生活に困難を抱える児童生徒、その保護者等を対象とした心理相談員による個別面談、指導員による集団活動、訪問指導、教育アドバイザーによるいじめ等への悩みに係る電話相談等の教育支援を実施。</p> <p>○大和高田市子ども会連絡協議会、大和高田市青少年指導員連絡協議会、奈良県青少年指導員連絡協議会、大和高田スカウト運動育成協会へ社会教育団体運営費補助の実施。</p>	<p>○特に配慮を要する不登校児童生徒等への個々の状況に応じた支援を行う適応指導教室は年々その重要性を増している。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、社会教育団体の事業は感染予防策を講じた上で縮小して実施していたが、会議等で検討を重ねながらコロナ前に近い形で事業を行うように努めた。</p>	B	<p>○学校の巡回を専任する心理相談員の増員等により、より効率的な支援を実現していきたい。</p> <p>○小学部の指導員は1名のみであるが、継続性の観点から増員が必要である。</p> <p>○社会教育団体の人材育成等、運営スタッフの確保が必要である。</p>	B
III 健康と安心が守られるまち	6 男女の生涯を通じた健康づくり	15	男女の性差に基づくライフステージに対応した健康保持・増進	22	生涯を通じた男女の健康保持・増進の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●「第2 次元気はつつ大和高田21」に基づき、男女が人生の各段階でその健康状態に応じて適切に自己管理できるよう、健康づくりの場を充実します。 ●乳がん検診、子宮がん検診の受診者数を増やします。 ●関係課との連携による発達段階に応じた思春期における心身や性の悩み等、不安解消のための相談体制の充実を図ります。 ●自殺予防のために相談機関の活用の働きかけや「こころの講座」の開催等の取組を充実します。 ●男性相談の実施に努めます。 ●妊婦・子どもをたばこの受動喫煙から守るために喫煙による健康被害についての正しい知識と普及に努めます。 	<p>○教育ガイダンス実施 月～金 9時～17時</p> <p>○心理相談員による個別面談 相談日 月・水・木・金(各1人程度) 他、年間4回程度1人</p> <p>○OSOSの出し方研修 市内学校教職員対象に年3回実施。</p>	<p>○教育ガイダンスについては、年に数件ではあるが、継続しての相談が多く割合を占めるので、相談者に対するサービスとしては意義深いものになっている。</p> <p>○心理相談員による相談は、市内児童生徒及び保護者に対する心理的支援として、市内の相談業務の軸を担っており、青少年に係る事案発生の未然防止と早期解決に役立っている。</p> <p>○全職員を対象にしたことで、自殺予防教育の必要性については共有できた。</p>	B	<p>○教育ガイダンスについては、匿名性を守り相談できる意義深い事業で、継続する必要がある。今後、SNS等での相談も視野に入れていきたい。</p> <p>○心理相談員による相談については、より相談者に寄り添っていくため、適切な人的配置等の体制整備が必要である。</p> <p>○OSOSの出し方研修については、毎年度継続して実施する必要があるため、対象を児童生徒等にも拡大するなどしてより効果的に展開する。</p>	B

教育委員会 教育支援課2

Ⅲ 健康と安心が守られるまち	7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	17	女性や子どもに対する暴力の根絶	27	<p>女性や子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進</p> <p>●女性や子どもを性的ないし、暴力行為の対象としてとらえた性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、女性や子どもに対する人権侵害となるものもあるという観点から啓発を行います。</p> <p>●ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等、インターネット上のコミュニケーションツールを利用した交際相手からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引等、暴力が一層多様化していることから、性犯罪に巻き込まれない力を養う(メディア・リテラシー)等、情報や学習機会を提供します。</p> <p>●新たな形の暴力に対して的確に対応していきます。</p> <p>●性暴力被害者への支援を行っている支援団体等の情報提供を行います。</p>	<p>○「大和高田市虐待防止ネットワーク」による、個別ケース検討会議を開催し、事実確認・情報把握・情報共有を行いながら、支援方法の策定を進める。</p>	<p>○個別ケース検討会議で、ケースごとに情報共有を図り、児童生徒及び保護者への支援を充実させることができた。</p> <p>○各関係機関との連携体制については、より密になるよう、運営方針を改善していく必要がある。</p>	B	<p>○各担当機関が、情報を精選しながら、常に情報共有を図っていくことが重要である。より効果的な支援を目指すうえで、関係機関内の共有データフォルダを利用できるようにするなど体制整備が必要と考える。</p>	B
				29	<p>青少年の健全育成の促進</p> <p>●児童ポルノや性・暴力表現を扱うメディアが青少年に与える影響を考慮し、関係機関と連携し、青少年の健全育成を阻害する有害環境の浄化に努めます。</p>	<p>○県及び関係諸機関との合同立入検査を年2回(7/8・11/18)実施</p> <p>○大和高田市青少年補導会による合同巡視(毎月第3土曜日)、各校区補導会における定期的な校区巡視の実施。</p> <p>○青パトによる登下校指導の実施(年間)</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症感染防止対策を講じながら、関係機関との合同巡視及び市青少年補導会としての巡視活動を継続的にを行い、犯罪等の未然防止に寄与することができた。</p> <p>○インターネットの普及により、目に見えない有害環境の広まりへの対策として、付属機関による会議研修会を実施している。</p>	B	<p>○定期的な巡視活動、合同立入検査等の実施にあたっては、関係各機関と協力しながら進めていくことが重要であるが、教職員の働き方改革等の観点から、巡視の参加体制の見直しが求められている。</p> <p>○ネットパトロール等、目に見えない有害環境の整備について、市青少年補導会としての対応方法について、今後検討していく必要がある。</p>	B
				19	<p>【重点施策】DVの防止及びDV被害者自立に向けた支援(「DV防止基本計画」に位置づける)</p>	39	<p>関係機関との連携による支援</p> <p>●「大和高田市虐待防止ネットワーク」の関係課及び関係機関との連携を強化します。</p>	<p>○地域住民等からのDV等の相談・通報に対する事実確認。各事例に応じて情報を把握するための調査、検討会議、個別ケース検討会議を通じて、支援策の検討等を実施。</p>	<p>○個別ケース検討会議で、ケースごとに情報共有を図り、児童生徒及び保護者への支援を充実させることができた。</p> <p>○各関係機関との連携体制については、より密になるよう、運営方針を改善していく必要がある。</p>	B

令和4年度大和高田市における審議会等委員への女性の登用状況調査

令和5年3月現在

担当課	審議会等の名称	実数	女性委員数	女性委員%	備考
1 法務課	公平委員会	2	0	0.0	① 地方自治法第180条の5に基づく
2 総務課	固定資産評価審査委員会	3	0	0.0	
3 選挙管理委員会	選挙管理委員会	4	1	25.0	
4 農業委員会事務局	農業委員会	13	2	15.4	
5 監査委員事務局	監査委員	2	0	0.0	
6 教育委員会事務局	教育委員会	5	2	40.0	
① 合計		29	5	17.2	

①地方自治法第180条の5に基づく6件（うち女性なし3）

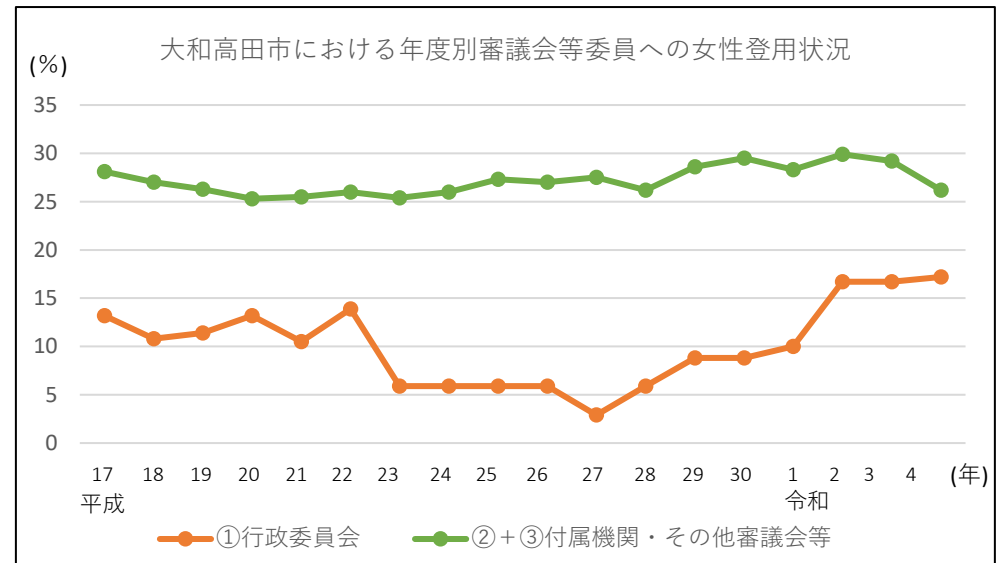
担当課	審議会等の名称	実数	女性委員数	女性委員%	備考
1 広報広聴課	行政不服審査委員会	3	1	33.3	②
2 秘書課	選奨審査委員会	5	0	0.0	
3 人事課	法令遵守審査会	3	0	0.0	
4	公務災害補償等認定委員会	5	0	0.0	
5 法務課	情報公開・個人情報保護審査会	5	0	0.0	
6	政治倫理審査会	6	1	16.7	
7 人権施策課	男女共同参画審議会	10	6	60.0	
8	人権啓発推進協議会	15	10	66.7	
9 危機管理課	防災会議	36	2	5.6	
10	国民保護協議会	28	0	0.0	
11 生活安全課	生活安全推進協議会	15	3	20.0	
12 スポーツ振興課	スポーツ推進審議会	10	1	10.0	
13 文化振興課	文化会館運営協議会	12	5	41.7	
14 社会福祉課	老人ホーム入所判定委員会	3	0	0.0	
15	障害者自立支援審査会	8	2	25.0	
16	民生委員推薦会	12	2	16.7	
17 保育幼稚園課	子ども・子育て会議	11	7	63.6	
18 健康増進課	予防接種健康被害調査委員会	5	0	0.0	
19 介護保険課	介護保険運営協議会	14	4	28.6	
20	介護認定審査会	30	8	26.7	
21 地域包括ケア推進課	地域包括支援センター運営協議会	12	4	33.3	
22 保険医療課	国民健康保険運営協議会	14	2	14.3	
23	国民健康保険天満診療所運営審議会	6	0	0.0	
24 住宅課	市営住宅対策協議会	5	0	0.0	
25	空家等対策協議会	10	1	10.0	
26 都市計画課	都市計画審議会	12	1	8.3	
27	緑化推進協議会	14	3	21.4	
28 教育支援課	青少年問題協議会	15	4	26.7	
29	いじめ問題対策連絡協議会	9	1	11.1	
30	いじめ対策委員会	4	1	25.0	
31 生涯学習課	社会教育委員会議	15	5	33.3	
32	文化財保護審議会	8	0	0.0	
② 合計		360	74	20.6	

②地方自治法第202条の3に基づく32件（うち女性なし10）

担当課	審議会等の名称	実数	女性委員数	女性委員%	備考
1 企画創生課	まち・ひと・しごと創生会議	11	2	18.2	③ その他（規則・要綱等）
2 人権施策課	男女共同参画推進市民会議	44	30	68.2	
3	人権教育推進協議会	31	8	25.8	
4 生活安全課	交通対策協議会	40	6	15.0	
5 商工振興課	産業振興協議会	16	2	12.5	
6 農業振興課	地域農業再生協議会	9	1	11.1	
7	農産物品評会実行委員会	14	4	28.6	
8 文化振興課	歴史文化振興委員会	10	2	20.0	
9 保護課	支援調整会議	29	1	3.4	
10 こども家庭課	虐待防止ネットワーク代表者会議	21	2	9.5	
11	虐待防止ネットワーク実務者会議	26	14	53.8	
12 健康増進課	健康づくり推進協議会	26	6	23.1	
13 地域包括ケア推進課	在宅医療・介護連帯推進協議会	11	5	45.5	
14	生活支援体制整備協議会	15	11	73.3	
15	認知症初期集中支援チーム検討委員会	6	2	33.3	
16 学校教育課	就学指導委員会	18	10	55.6	
③ 合計		327	106	32.4	

③その他（規則・要綱等） 16件（うち女性なし0）

目標設定対象②+③ 48件（うち女性なし10）	687	180	26.2
-------------------------	-----	-----	------



大和高田市における審議会等委員への女性の登用状況調査

(平成17年度～令和4年度)

年度	調査基準日	行政委員会					付属機関・その他審議会等				
		実数	女性委員数	女性委員%	委員会 (女性含む)	女性0 委員会	実数	女性委員数	女性委員%	委員会数 (女性含む)	女性0 委員会
平成 17	平成18年3月31日	38	5	13.2	6(3)	3	608	171	28.1	40(37)	3
18	平成19年3月31日	37	4	10.8	6(3)	3	651	176	27.0	43(38)	5
19	平成20年3月31日	35	4	11.4	6(3)	3	655	172	26.3	44(38)	6
20	平成21年3月31日	38	5	13.2	6(4)	2	613	155	25.3	42(36)	6
21	平成22年3月31日	38	4	10.5	6(3)	3	627	160	25.5	42(37)	5
22	平成23年3月31日	36	5	13.9	6(4)	2	616	160	26.0	42(37)	5
23	平成24年3月31日	34	2	5.9	6(2)	4	610	155	25.4	41(35)	6
24	平成25年3月31日	34	2	5.9	6(2)	4	626	163	26.0	42(37)	5
25	平成26年3月31日	34	2	5.9	6(2)	4	575	157	27.3	40(36)	4
26	平成27年3月31日	34	2	5.9	6(2)	4	589	159	27.0	41(38)	3
27	平成28年3月31日	34	1	2.9	6(1)	5	640	176	27.5	44(41)	3
28	平成29年3月31日	34	2	5.9	6(2)	4	625	164	26.2	45(43)	2
29	平成30年3月31日	34	3	8.8	6(3)	3	753	215	28.6	47(46)	1
30	平成31年3月31日	34	3	8.8	6(3)	3	762	225	29.5	52(50)	2
令和 1	令和2年3月31日	30	3	10.0	6(3)	3	761	215	28.3	55(49)	6
2	令和3年3月31日	30	5	16.7	6(3)	3	722	209	28.9	52(47)	5
3	令和4年3月31日	30	5	16.7	6(3)	3	696	203	29.2	51(44)	7
4	令和5年3月31日	29	5	17.2	6(3)	3	687	180	26.2	48(38)	10

女性職員の割合 《令和5年4月1日現在》

※人権施策課基準一般職

役職	男	女	合計	女性の割合
部長級	12	0	12	0.0%
次長級	5	0	5	0.0%
課長級	55	7	62	11.3%
課長補佐級	10	13	23	56.5%
係長級	57	51	108	47.2%
主任級	43	51	94	54.3%
その他	106	105	211	49.8%
合 計	288	227	515	44.1%

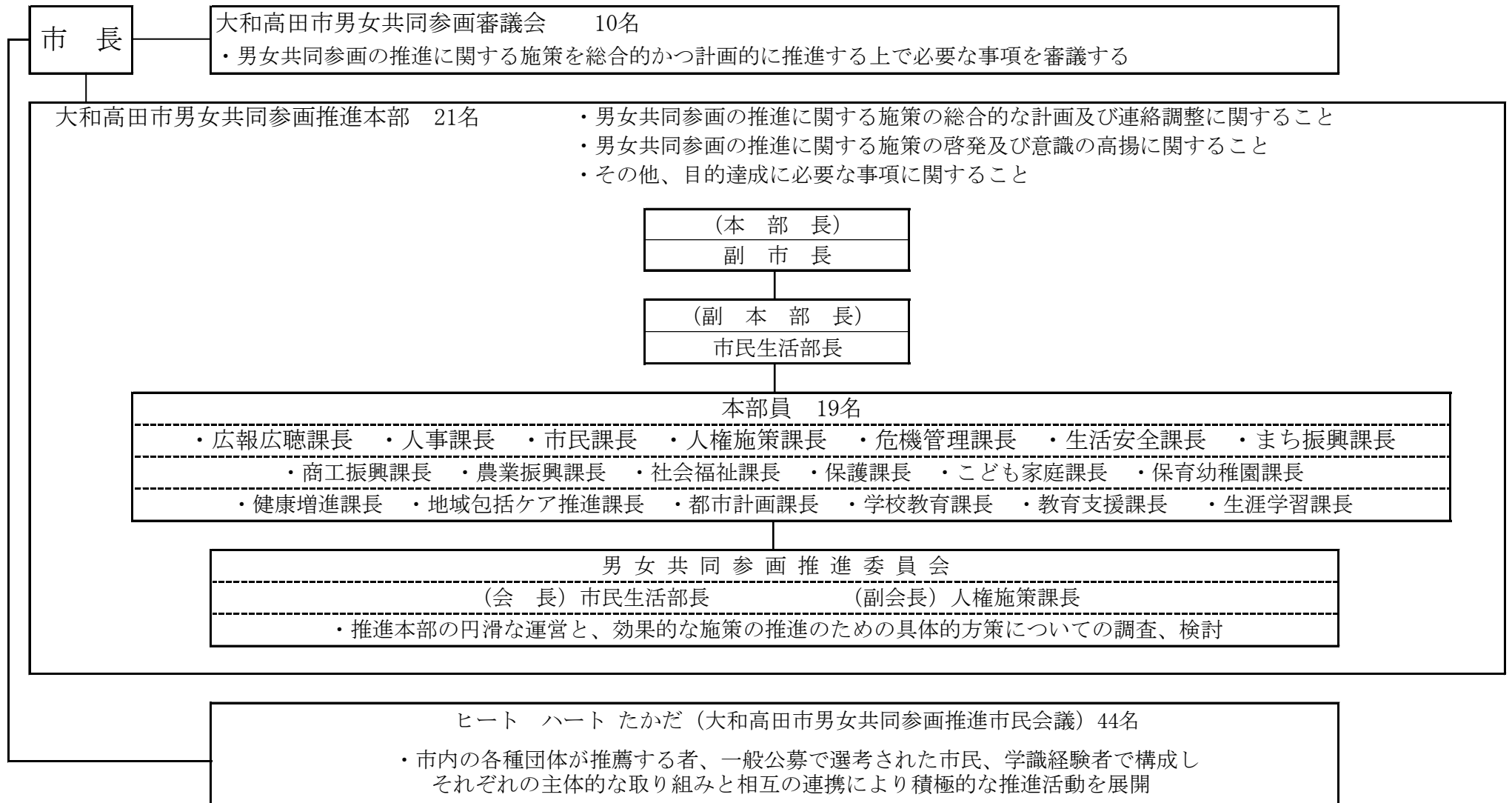
※外部からの派遣職員等、医療職職員及び非常勤職員は除く。

管理職 (課長補佐以上)	82	20	102	19.6%
-----------------	----	----	-----	--------------

	男/全体	女/全体
男女割合	55.9%	44.1%

	男管理職/男全体	女管理職/女全体
男女割合(管理職)	28.5%	8.8%

大和高田市男女共同参画推進体制組織図（2023年度）



事務局 市民生活部人権施策課